

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成30年 6 月20日（水曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 例月出納検査結果報告  
日程第 4 平成29年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第 5 議員派遣の件  
日程第 6 一 般 質 問  
日程第 7 議案第34号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 8 議案第35号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 9 議案第36号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第10 議案第37号 平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第11 議案第38号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第12 議案第39号 東白川村道の路線認定について  
日程第13 議案第40号 工事請負契約の締結について  
日程第14 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

---

### 出席議員（7名）

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 良 浩	総 務 課 長	安 江 誠
村 民 課 長	今 井 明 徳	会 計 管 理 者	今 井 英 樹
産 業 振 興 課 長	今 井 稔	建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹
地 域 振 興 課 長	桂 川 憲 生	教 育 課 長	安 江 任 弘
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 保 夫	診 療 所 事 務 局 長	河 田 孝
監 査 委 員	安 江 弘 企		

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
次 長 安 江 由 次

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから平成30年第2回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの6日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成30年6月20日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。

例月出納検査結果報告。

平成30年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成30年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成30年3月29日、4月24日及び5月24日。

3. 検査の結果 平成30年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎平成29年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第4、平成29年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

平成30年6月20日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村長。

平成29年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成29年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で繰越明許費についても議決をいただいているところですが、今回、地方自治法の規定により、改めまして財源を含めて報告させていただくものでございます。

1枚はねていただきまして、平成29年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計。

8款1項、地籍調査事業（負担金対象）、金額2,168万7,000円、翌年度繰越額1,084万円、左の財源内訳、県支出金784万5,000円、一般財源299万5,000円。これにつきましては、栃山の山林調査と測量業務に係る経費となるものでございます。

8款2項、道路橋梁維持事業、金額6,065万9,000円、翌年度繰越額160万円、一般財源160万円。これにつきましても、親田線乙女の滝付近の村道修繕に係る経費となるものでございます。

計8,234万6,000円、翌年度繰越額1,244万円、県支出金784万5,000円、一般財源459万5,000円。

平成30年6月20日提出、東白川村長。

また1枚はねていただきまして、国保診療所特別会計。

6款1項、医療福祉ゾーン整備事業、金額2,618万5,000円、翌年度繰越額1,653万7,000円、特定財源1,646万2,000円、一般財源7万5,000円。これにつきましては、診療所、老健の建物と外構に係る設計委託料の経費となるものでございます。

計2,618万5,000円、翌年度繰越額1,653万7,000円、特定財源1,646万2,000円、一般財源7万5,000円。

平成30年6月20日提出、東白川村長。以上でございます。

**○議長（樋口春市君）**

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成29年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

**◎議員派遣の件**

**○議長（樋口春市君）**

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

**○議会運営委員長（今井美道君）**

議員派遣の件について御説明をいたします。

平成30年6月20日、次のとおり、議員を派遣します。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをさせていただきます。

加茂郡消防操法大会、消防団の活性化に資する、坂祝町、平成30年6月24日、議員全員。

学校保健会総会、教育振興に資する、東白川中学校、平成30年6月25日、桂川一喜議員。

P T A地区懇談会、教育振興に資する、東白川村内各所、平成30年6月26日、議員全員。

可茂土木との懇談会、産業の活性化に資する、東白川村内、平成30年6月29日、議員全員。

少年の主張大会・ふれあいコンサート、教育振興に資する、はなのき会館、平成30年7月3日、議員全員。

東白川夏祭り、地域の活性化に資する、中川原水辺公園、平成30年8月14日、議員全員。

以下は既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の御確認をいただきたいと思います。

以上で議員派遣の件の報告を終わります。

**○議長（樋口春市君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

### ◎一般質問

#### ○議長（樋口春市君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

4番 今井美和君。

[4番 今井美和君 一般質問]

#### ○4番（今井美和君）

おはようございます。

通告に従いまして、一問一答方式にて2項目5点について質問いたします。

1項目め、歯科機関の必要性和歯と健康についてを質問いたします。

日本人は病気にならなければ歯科医院に行かない人が多いのが現状です。歯が痛くてもぎりぎりのところまで我慢して、先延ばしする人も少なくありません。しかし、先進諸国は違い、歯科受診の中心がメンテナンスです。アメリカやスウェーデンでは、歯が痛くなくても歯科医院に行くのです。この違いのあらわれとして、2012年の国民健康白書統計にある80歳の残存歯数が上げられます。スウェーデンでは20本、アメリカでは13本、日本では9.8本という結果がありました。80歳なら入れ歯になっても仕方がない、年をとったら歯を失うのが当たり前と思っている人が多い日本ですが、ほかの国では80歳になっても自分の歯でかめるように歯をメンテナンスしているのです。

口の中の健康維持を口の中だけの問題と捉えている人も多いのですが、口の中の健康は全身の健

康、生活の質の向上にもつながります。近年は歯周病と生活習慣病、歯と脳、歯と老化の関係もわかってまいりました。歯があることが当たり前になっている人が多いですが、歯は失ってからその大切さに気づくものです。好きなものを食べ、口元を気にすることなく笑い、不自由なく話すためには歯が必要なのです。健康な生活の質の向上に向け、歯周病や虫歯治療だけでなく、病気の予防にもかかわってまいります。かむ力の衰えは全身の衰えと言われるほどです。

歯が大切であることはおわかりいただけたと思いますが、現在、村には歯科機関がありません。歯の治療、または入れ歯等で困っている方のお話を聞きました。大切な歯の健康の維持を、村に歯科医師がいないことで難しくなっています。車を持っている方、家族が連れて行ってくださる環境の方は今は問題ないかもしれませんが、小さな過疎の村だからこそ、独居高齢者の多い村だからこそ必要があります。何か方法はないのでしょうか。

1点目の質問です。

村に歯科機関の誘致のお考えはありますか。また、歯科医師派遣などの検討のお考えはありますか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

歯科部門、または歯科医師派遣についての御質問でございます。

御承知のとおり、以前、神土に開業しておられました歯科医院さんが閉鎖されてから3年ほどたったというふうに思っておりますが、患者数の関係で、いかに歯科医院といえども採算がとれないという理由で閉院をされたと伺っております。

現在、診療所を建設中ではございますが、この中に歯科部門という構想は、集落座談会等で御意見もあったことから検討はさせていただきました。しかし、採算性、医師確保、設備投資の問題、課題等を考察し、導入しないという方向で結論を出しております。

今後も村内に開業したいという歯科医師があれば、当然ながら施設、用地等御相談に応じてはまいります。しかし、村で村の機関として積極的に誘致する考えは現在のところはございません。といたしますのも、村外にはなりますが、東白川村の比較的近いところ、白川町、中津川市付知、下呂市、こういったところい岐阜県歯科医師会の加盟している開業医さんだけでも10軒以上あります。こういったところへ通院の課題があるかと思えます。今、議員から困っている方がいるという御指摘でございましたが、これは通院の問題を解決すれば解決できるのではないかと考えてございます。この通院の方法論等については、今後検討してまいる必要があると考えております。以上で1つ目の質問に対してのお答えとします。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

#### ○4番（今井美和君）

村自体は関与しないという残念なお答えをいただいたわけですが、先ほども村長のほうから話がありましたが、平に歯科医院がありました。私も前の熊崎先生から始めて10年ぐらい歯医者でお世話になったわけですが、歯医者がないと本当に困っているんですけど、実は皆さん歯にかかわってないのでなかなか歯に困っているということは聞かないと思うんですが、実際に働いていた私どものものには、入れ歯が痛くて自分でやすりで削ってぐちゃぐちゃになったとか、歯が痛かったからほっておいたらそのまま抜けてしまったとか、本当に困った話を聞いております。近くにあれば簡単にメンテナンス、または受診できるんですけども、それが今可能でないということで、誘致ができないということで、本当なら今空き家になっている平の場所を村が何とかして誘致するようにしていただいて、行政の力をかりたいところなんですけれども、それがしていただけないということなので、今これは課題の一つであると思っております。今後、何か方法があれば考えていきたいと思えます。

議員になったときに、一番最初に私の歯科の友達が岐阜のほうで開業先を探しているということで、村長に一度御相談したことがあります。村の条例では歯科医を開業するときに、そんなにたくさんのお金がもらえるわけでもなくメリットもないので、ここは選ばれなかったわけですが、何か歯科医をここで始めたいと思われるような条件を少し出していただけると、これからありがたいと思えますが、いかがでしょうか。

#### ○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

開業に対する助成につきましては、平成19年に東白川村診療所開設条例というのができておりまして、いろいろ細かいことは決まっておるんですが、300万円までという上限で設備、あるいは土地の購入等々に対する助成金があると。この制度が生きてございますので、そういった方があれば助成ができると思います。開業して5年は継続をしていただくというのも条件になってございます。

ただ、そういった動きがあれば対応するというふうにお答えをさせていただいたんですが、公的機関として採算性の問題とか、医師確保の問題とかいうことを考えて、行政としては導入をしないというお答えでございます。民間の方、すばらしい歯医者さんが来られて、お客さん、患者様をしっかりと捕まえていただければ採算は合うと思うんですけど、歯科医院というのはたくさんあるというのは、やっぱりばらけているというふうには思うわけですね。ですから、なかなか東白川村で開業しても、結果はわかりませんが、大変ではないかなというふうには思うところでございます。

幸いに白川町黒川にもまだ開業医さんがございますので、田口先生は急に亡くなられたんですけど、息子さんが帰ってこられてやられているというようなこともありますし、白川病院さんにも歯科医院があるということで、私は先ほども答弁したように、そこへの通院助成をしっかりとやるほう



が大事ななというふうに考えております。

[4 番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

通院助成はわかりましたけれども、今、村長が言われたことで一つちょっと確認していただきたいんですけども、黒川の田口先生の息子さんは今黒川では廃業されて、美濃加茂市か川辺のほうに出かけられたということを聞いておりますが、その点はいかがなんでしょうか。誰か御存じの方がいらっしゃれば。

○議長（樋口春市君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

以前、黒川でお世話をいただきました田口歯科医院さんにおかれましては、白川町内ではなくて美濃加茂市のほうで開業をされております。しかしながら、当地域の歯科医師会、非常に学校歯科保健には協力的な対応をしておっていただきまして、東白川小・中学校、保育園の学校歯科検診については引き続き田口先生が懇切丁寧に対応をしておっていただきます。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

ありがとうございます。

先ほど村長が言われました通院についてですが、2 点目の質問でさせていただきます。

現在、村が行っている高齢者等外出支援事業では、村外の歯医者にかかれる方はないとお聞きしました。誰かに頼んだり、今は何とかなっていると思われませんが、今後歯科への利用者があった場合、中津川市加子母、付知、白川町等への通院の対応はこれからできるのでしょうか、お伺いします。

また、老人福祉大会でされる8020運動表彰、1989年から厚生労働省と日本歯科医師会が推奨している80歳になっても20本以上歯を保とうという運動ですが、村の8020運動表彰は平成23年から行っております。高齢者の方々の歯に対する意識を、現在歯科医がない村でどのようにされているかお聞きします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、現在村が行っています外出支援では、中核病院等への通院は、下呂、美濃加茂方面を対象に水曜日、また透析通院については下呂病院と白川病院で火・木・土曜日に送迎を行っております。

御質問の中津川市加子母、付知、白川町等の歯科への通院については、支援車両での対応ができないかということでございますが、対応は可能と考えております。

ただ、高齢者の歯科利用の要望等が現状どのぐらいあるか把握ができておりませんので、一度要望調査等を行って利用者が見込まれば、これについての検討を始めていきたい。曜日を決めて加子母や付知方面限定というふうを考えております。白川町の白川病院さんへの歯科については、病院が独自で通院バスを運行してみえますので、それを御利用いただければ受診が可能かと考えております。

また、次に高齢者の方々の歯に対する健康意識の高揚の方法についての御質問がございました。75歳以上の方に対して、後期高齢者医療保険による歯科検診、いわゆるさわやか口腔健診という検診が毎年200円で受けられるような個別通知を出しております。また、65歳以上の人を対象に歯科衛生士によるお口の健口教室事業を行っておりますが、こういった事業も毎年開催をしておるところでございます。また、特定健診集団健診日に合わせて歯科衛生士によるお口の健康相談を併設し、個別相談を実施し、入れ歯のことや飲み込みのことなど、きめ細かい相談や指導をしていただいております。ほかには老人クラブの健康教室や介護予防教室の際に口腔機能の維持向上のための講話等を実施して、健康教育といえますか意識の高揚に努めております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今のお答えで、ぜひ調査をしていただいて、歯医者さん便などをつくっていただいて、高齢者の移動手手段の確保をぜひお願いしたいと思います。

それから、今の8020運動表彰なんですけれども、高齢者の意識、高齢者お口の健口教室などされていることはわかりましたが、福祉大会で表彰される表彰者なんですけれども、23年から始まっていると先ほどお話ししました。この表彰なんですけど、近年で調べたところ、26年度は対象者に対しての達成者が16%、27年度は15%、28年度は14%、29年度は11%で、冒頭でお話ししました2012年の日本の残存歯が9.8本だったんですけど、2016年では10本、11本、それぞれいろんな書類があるので違うんですけども、国は残存歯が上がっていると示しているんですけども、村は下がっているんです。このことについてはどう思われますか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今までの歯に対する意識が薄かったと言わざるを得ないかもしれませんが、今こういった形で先ほどお答えをしたとおり、それぞれの意識も上がってきておりますので、これからの数字は上がってくるのではないかと期待をするところでございます。しかし、これはあくまでも個人の問題ですので、この数字だけを捉えて東白川村の歯の健康度を語るのはなかなか難しい課題ではないかなと

思います。いずれにしましても、老人クラブさん等の活動の中で歯に対する意識をしっかりと持っていただくことは、冒頭、今井美和議員おっしゃったように体全体の健康に対して非常に大事なことという認識は植えつけるといいますか、啓蒙してまいりたいと、このように考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

歯の大切さを歯科衛生士さんに来ていただいたり、歯科医さんに来ていただいたりして、手軽に歯のメンテナンスができるような、歯の相談ができるような状態に保っていただきたいと思います。そうすれば、体、歯も健康が保て、今、国保税の値上がりも懸念されておりますが、少しでも医療費を減らせることができると思います。

それでは、次の質問に移ります。

東白川村は小学校統合以前、神土小学校では昭和36年から歯の優良校県1位、全日本よい歯の学校表彰などを受賞し、47年には10年連続表彰などをされるすばらしい成果を出しております。さらに統合した東白川小学校でも、昭和63年から平成8年までは歯の優良校県1位で表彰されるという実績がございます。ですが、その後は表彰されていないようです。学校歯科保健活動の現在の取り組みはどのようにされているのか。また、子供たち、PTAの歯科保健に対する意識はどうかお伺いします。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

学校歯科保健活動の現状の取り組みについてと、子供、PTAの保健歯科に対する意識についてのことに対しましてお答えしたいと思います。

まず、学校歯科保健活動につきましては、保・小・中の連携しています学校保健会で年間活動計画及び月別計画を立て、歯科だけに特化することなく、現在は食育の観点から総合的に心身ともに健康な育成を促進するため、幼児、児童・生徒の健康保持増進のためと安全確保を図る活動を推進しています。

特に歯科につきましては、議員の御質問にありましたとおり、数々の優良校の受賞がありましたことにより、その伝統の活動を今も継続することで、子供、先生、保護者の意識が年々向上し、虫歯のない子供たちが多くなりました。

ここで参考にデータでお答えしますと、平成4年の子供たちの虫歯の保有者数では、小学校平均では50.2%、中学校では79.8%に対し、昨年、平成29年度では小学校平均3.5%、中学校では7.7%と激減しています。

このように子供の虫歯が減った要因は、先ほどの学校保健会の活動にありますように、毎週水曜日のかみかみタイム、給食の時間においてよくかんで食べる習慣づくり、また毎週金曜日にはフッ

化物洗口、フッ素入りのうがい薬を保・小・中全員に行っております。また、毎月1回の保健便りによる啓発活動、それから夏休みに行う家庭でのカラーテストの実施、定期的に行うブラッシング指導など、学校保健会を中心にして、あらゆる指導方法により子供たちや保護者の意識は高くなってきていると思っています。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

もちろん賞はもらっていないだけで、やることはしっかりやって、歯磨きもできているとは思いますが。この平成4年のデータと現在のデータを比べてみても、虫歯の子が少ないことはすごくよくわかるので、学校的にもPTA的にも家庭的にもすごく頑張っておられると思います。

しかしながら、何か目標がある、目標がないとでは全然違いまして、70歳代の方に聞きますと、神土小学校で日本一という人文字を書いたことがあると。それは歯で日本一になったときにやったんやという。それを今でも語られるということは、それだけ自分の自信になったということだと思うんです。先日、文部科学大臣賞を受賞された美濃加茂市の山手小学校に視察に行ってきたんですけども、子供たちの歯磨きの様子も見せていただいたんですが、自分たちは日本一だということに自信にあふれてやっていたんですね。そういう活動というのは自信にもなりますし、受賞したということを誇りに思ってこれから生活できるので、やらないやったじゃなくて、まず活動を皆さんに見ていただく、認めていただくということができたらいいなと思うんです。CATVなどを使って学校の様子を少し発信したりするということは、これからできるのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

今おっしゃっていただきましたように、学校歯科に関しましては学校保健会を中心にさまざまな取り組みの中で推進をいたしているところです。先ほど冒頭おっしゃいましたように、いろいろな賞やコンクールにしておりました時期というのは、歯科衛生そのものの創設期のようなところをきちんとやってくださってそういう取り組みがあった。それが延々と引き継がれておりますので、歯に関する健康への取り組みや思いが通常の学校生活の中で定着しておるなというふうに思っております。その一つは、先般議員の皆様にも視察をいただきました中学校の体育大会、あの日は子供たちは普通の給食でした。通常私どもが考えますと、午後からの準備や練習したいので、食べたらずぐ次の活動にというふうに思いがちでしたけれども、全員の子供がいつもどおり歯磨きをして午後の活動にかかっている。これ実は先生方も予想よりもすばらしい行動でした。そんなことで、そういった子供たちの活動そのものは定着をしておりますので、自信を持ってこの後も御指導いただきながら継続をしていきたいな。そうした様子につきましては、議員おっしゃるように、さまざまな子供たちの活動の様子を現在もCATVで紹介をしておっていただきますけれども、そうした歯

に関連します取り組みにつきましてもスポットを当てていくことは可能であろうと思いますので、そうしたことを村民の皆さんに知っていただいたり、また家庭や保護者の方も知っていただくことで、また家庭での取り組みにもつながっていくと思いますので、そんな取り組みをさせていただきたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございました。村民の皆様を知っていただくような活動ができると、子供たちももう少しやる気が出てくると思います。今後とも子供のうちから歯を大切にする習慣をつけるような御指導をよろしくお願いいたします。

2項目めの質問に移ります。

新設される医療福祉ゾーンについて質問いたします。現在、31年10月完成に向け、五加地内において工事が進められております。建設予定の国保診療所、介護老人保健施設については、工事費約6億の大事業となります。この建設に当たっては1年間いろいろな議論がされ、建設に至るところではございますが、ハードな部分ではなく、ソフトな部分や決まりはこれから調整が必要となつてまいります。建物ができてから考えては遅いので、同時進行で考えていただきたいと思っております。

まず1つ目の質問です。今回、工事を始める前にボーリング調査をした結果、診療所建設場所の地中に以前建っていたものの残骸らしきものがありました。それを撤去するに当たり、4月の臨時議会で補正を組みました。予定外のものが出たことで、今後の建設のスケジュールに影響はないかお聞きします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

診療所に関する質問でございます。

いわゆるソフト面につきましては、議員からお話をいただいたとおりと考えておりました、建物が新しくなっても中身が変わっていないと、こういったことが言われぬように、これは今まで検討を重ねてきた建設委員会の中で民間委員の方からも指摘がございましたところでございますし、当然ながら私どももそのように考えてございます。遅きに失することのないように肝に銘じて村民の皆さんが安心して喜んで通院していただけるような地域の医療、保健、介護等のよりどころとなるような施設にしていきたいと考えております。

次に、スケジュールにかかわる質問でございますが、議会からの御意見をいただいて、昨年度末にボーリング調査をした結果、2カ所試掘をしたところ、地中に埋設物があった。このことにつきましては、以前ありました建物の地中ばりであり、当時は土地の所有者である名古屋商科大学様が

解体後に新たな建物を建てる計画がなかったことから地中ばりを残されたものであります。今回土地を御寄附いただき、新たに診療所を建設することになったことでこの埋設物が出てきたものでございますが、この地中ばりを残したままでは新しい建物はできないことから、今回建設工事に先駆けて埋設物の撤去工事を行うものであります。

地中ばりにつきましては、浅いところで40センチほど掘ったところから、深いところでは1.4メートルほどといった深さでございます。地中ばりの高さは60センチということで、掘り出した後は深いところでは約2メートルほどの穴となります。新たに建てます建物については、後々のメンテナンスも考慮して床下1.7メートルほどの深さの空洞をつくって建ててまいる設計になってございます。この穴を掘ることについては、工事に何ら影響を与えるものではございません。

御質問の撤去の工事を行うことでスケジュールへの影響については、まず現在行っております撤去工事の工期が7月27日となっております。また、現在、交付申請中の医療設備等施設整備費補助金の内示が早くても7月中、このことにつきましては先般議員の皆様方と要望活動をやっていただいた結果、渡辺猛之事務所のほうから7月中旬には満額の内示が出るよという御回答をいただいております。ということで、7月中旬には出るということでスケジュールを立て直しておるところでございますが、この内示が出る前には業者選定等の事務に入れないということで、また業者の見積もり等も1カ月ほどかかるということで考えてございます。そういった形で業者選定については、早くても8月中というふうになってまいります。工事のスタートについては当初の計画どおりやれるというふうに考えてございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

スケジュールには問題ないということでお答えいただきました。

今5台の重機が掘り起こしております。村民の皆様は何が起きているのか不安との声をお聞きしました。行政の方か誰なのかわかりませんが、基礎をとっているというお話がヒ素をとっているというお話になったようで、村民の方がとても不安に思っているようです。その説明をもう少ししていただきたいと思いますが、村長はその説明はどちらかでやる予定はございますか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この件につきましては、7月1日に放送しますCATVの村長室で取り上げまして、写真等もお見せして、正確な情報を村民の皆さんに出していく、そういうつもりでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

大規模な工事になります。予定は予定としてございますが、安全第一で安全な建物をつくっていただきたいと思います。

続いて、2点目の質問です。子育て支援の分野の中に病児・病後児保育事業があります。現在は母子健康センター内でお預かりするように決まっておりますが、診療所が移転した場合はどのようになるのでしょうか。岐阜県の事業内容には、保護者が安心して就労できるよう病院、医院に併設した施設でお預かりする事業ですと書かれております。まずは環境を整えることが大切だと思いますが、どのような計画があるのかお聞きします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

平成27年度の後半に構築をしました病後児保育事業に関しましては、平成29年度、その利用が1件ございまして、その折の預かり体制については非常に適切であるという評価をいただいているところでございます。

さて、現在、保健センターの1室を専用施設として行っている病後児保育につきまして、その要件として保育士の配置と看護師の巡回が必要ですが、開所日日数も多くないことから、引き続き診療所の協力を得て看護師の巡回は実施ができてまいるというふうに考えてございます。診療所が移転した後も、病後児保育は現在の場所で継続することは可能と考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

現在は、先ほども申しましたが、母子センターなんですけれども、そこは間借りしているような状態なので、何か新しい方法はないか、いい方法はないかと思ったときに、移転した場合、あく施設があります。診療所と今の老健なんですけれども、そこを改造してそういう施設をつくることも可能だと思われまして。子ども・子育て支援整備交付金というのがございまして、それにはすごく国や県は手厚く補助金が出ております。国3分の1、県3分の1、市町村3分の1、そういう補助金があるのですが、こういうのを使って、あいたところを直して使っていくというお考えはございませんか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

母子センターを間借りしてという御意見をいただいたんですが、残念ながら母子センターの、いわゆる出産数の減少により、あいている施設を有効に使ったという考えであの施設に病後児保育の部屋をつくったというふうに思っております。今後とも大きな変化があればまた対応が必要かと

と思いますが、現在のままで整備をしたところでございますので活用していきたいと思っております。

診療所移転後の残った施設の有効活用については、今検討の指示をしております。今この時点でこうするかという御回答はできませんが、特に病棟部分については耐震設計もできておまして、老健施設としては非常に手狭であったわけなんですけど、ほかの施設への転用は十分考えられますので、議員御提案のことも考慮に入れながら有効な活用をしてみたいというふうに思っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

さっき間借りという言葉はもしかしたら不適切だったと思いますが、母子センターというものの機能がまだ健診される方が見えます。そこで母乳のマッサージ、お乳のマッサージをされる方も見えますので、そういう方と一緒にした場合どちらを優先するかというのが問題になってまいります。それで、確実にそこがそういう病後児保育の施設だということは、今はっきり言って間借りという言葉を使わせていただきました。そのことについては、村長は。

○村長（今井俊郎君）

課長から答えさせます。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 伊藤保夫君。

○保健福祉課長（伊藤保夫君）

現在は母子センターの乳房マッサージとか健診施設というふうになっているわけで、その中を今病後児保育に使っているということですが、母子センターの健診等が病後児保育があったときの影響ということは、まああるとは思いませんけれども、これについてまた予算執行の相談もさせていただきまして、適切に今までのところ実際の病後児保育との一体の利用はなかったわけですが、その辺のところについてはちょっと予算と相談しながら対応させていただきたいと思っておりますのでお願いします。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

そういう一緒に健診される方、お乳のマッサージなどかち合うことはまるっきりないということで、これからは検討材料だと思いますので、いい方法で考えていただきたいと思います。

国や県は、この病児・病後児保育体制に対して空白地帯をなくそうと推進を進めております。ぜひこれからもこういうことを考えていただいて、ぜひともいい考えを行政のほうで生み出させていただきたいと思っております。女性活躍推進、働き方改革など、国の政策はまだ小さな村には実感がござい



ませんが、子供を持つ親が安心して働ける環境を小さな村からつくっていただいで、整えていただきたいと思います。これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。会議再開は10時40分からお願いします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

一般質問の通知に従いまして、一問一答方式にて質問をします。

高齢者運転免許証自主返納について質問いたします。

山間過疎地の地域では、高齢者の在住や生活の継続、健康不安、地域に生きるための不安は深刻であります。その一つに、車に頼り切ったの日々生活をしているが、昨今のニュースで取り上げられている高齢者による交通事故多発報道を見まして、運転免許証返納を検討しなくてはならない時期が来ています。この村でも高齢者運転免許証自主返納がせっぱ詰まった問題になると思います。

警視庁の運転免許証統計では、自主返納は平成10年から制度化され、高齢者ドライバーの免許自主返納は年々増加しており、平成27年の運転免許自主返納総数では28万5,514件になり、平成18年から比べますと約10年間で10倍以上にふえています。しかしながら、当村の運転免許自主返納者数は、平成28年に2名、平成29年度に3名となっております。

このような状況の中、高齢者化率43.2%の山間過疎地域に在住する65歳以上の高齢者約900世帯において実施されたアンケートの調査で、一例に運転免許証返納への不安の気持ちが上げられておりました。一部紹介させていただきますと、運転が不安になってきた、不安を感じる家族からの相談がある、実際に頼るのは子供、兄弟にとどまっているのが現状、近所の方に頼むのは気兼ねをすると。それから、買い物、通院治療等の心配が出てくる、現状の県道では大型車、オートバイなど交通量が多くて怖い、公共機関による移動手段のバスがない、あるいは少ないなどが伺えますが、安全感、生活感のメリット、デメリットの場合、デメリットが大きく強く思われます。免許証返納後も今までと変わらぬ生活水準を保つため、どのような環境を整えればよいのか、また返納後の移動手段が確保できずに困っている人も多いはずで。

そこで質問としまして、当村では高齢者の運転免許証自主返納をどのように把握しているのかお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安保議員の質問にお答えをします。

高齢者の運転免許証の自主返納についての御質問でございます。

高齢者の方々の運転免許証の自主返納をどのように把握しているかということ、また返納後のメリットやデメリットについての御指摘もございました。

まず、自主返納をどのように把握しているかということでございますが、保健福祉サイドといたしますか担当では、正確な人数の把握はしてございません。しかし、自主返納に関する御相談があった場合は、常時受け付けできる体制を整えております。

これまでも地域ケア会議の中で高齢者の自動車運転については課題として取り上げており、警察にも参加していただき検討してきていますが、先ほど御指摘のとおり、現状東白川村の交通状況等を考え、自主返納が進んでいないというのが実情でございます。

ただ、自主返納をされる方々に対して外出支援車両等をより利用しやすい仕組みにするための検討は始めております。また、返納後のメリットは議員がおっしゃったとおり、交通事故防止が第一でございます。デメリットについては、御指摘のとおり、車が使えなくなるということによってちょっとした外出や買い物等にも家族や近所の方をお願いするということが、非常に精神的な負担が多い、こういったことでなかなか自主返納に至らないというのは実情という認識は同じ思いでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ただいまのことから、現状の免許証の保有者、平成30年5月1日現在では村民2,300人の中で1,616人、約70%の方が免許証を保有してみえると。そのうち65歳以上の方が615人、26%、75歳以上の方が286人の12%、合わせて老人と言ったら失礼かもしれませんが、901名、約39%の方が保有をされてみえるわけですが、村長のよく言われますシニア老人活躍論で75歳まで活躍していただいても、現在75歳以上の免許保有者数は286名の18%でありますけれども、65歳以上を含めると10年後には900名を超えまして、6割近い方が保有されることになってまいります。高齢者の活躍後、あるいは現状でも返納したくても、その後どうするか迷っているのではないのでしょうか。村を通る県道、国道の交通量もここ数年1日当たり2,000台を超え、増加傾向にある中で、今から対策を打っていかないと危なっかしくておっかない状態が生まれ、安全・安心な村にはほど遠い状況になります。そのためにも対策検討委員会などの立ち上げなどの方向性を伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

課題につきましては、安保議員と同じ思いでございます。現状の把握を進めること、あるいは相談窓口を設置する等、必要なこととなってございます。検討委員会という御提案ではございますが、すぐに組織を立ち上げるということではなくて、事務レベルでしっかりと検討させていただきたい、このように考えます。その結果、施策の普及ですとか、あるいは各団体への啓蒙等の必要性が生じたときには、そういった委員会というか会合等を開いて、その趣旨を徹底していきたいと、このように考えていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

以前、白川・東白川地域公共活性化協議会が設置され、協議されていると伺いますが、この会では高齢者運転免許証自主返納についての検討課題はありましたでしょうか。また、村単独の懸案になるのか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問の白川町との地域公共交通安全協議会、このことにつきましては話題として伺いますが、発言としてあったことはありましたんですけれども、この計画を立てるときに自主返納の制度についての言及、あるいは計画等はございません。

しかし、先ほど来申し上げておりますように、今、白川町も同じであると思いますが、幹線道路、幹線の交通機関をどう維持するかということがまず議論であって、東白川村は10月以降は新しい交通体系ができるということでございますので、公共交通であります濃尾バスへの利用促進、そしてその濃尾バスのバス停までの移動の手段、こういったことも大事な仕事になってくるかなと思っておりますし、従来続けております通院・買い物支援、行政庁等への届け出のときの交通の確保、こういったことについては今後とも課題として、公共交通会議とはまた別で東白川村独自の課題として対応してということになると思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

そうしますと、現状の支援バス、買い出し、通院、スクールバス、デイサービスなどの車両、あるいは代替バスなどの公共車両があるわけですが、今の単独の場合ですと、こういうものの利用、あるいは併用案というのはいかがでございましょうか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今の案でございますと、今、地域へ説明等を行っておるわけですが、小谷まで来たバスがそこで折り返していくというような案がございますと、栃山、黒淵、大明神への交通の便を村で確保しなければいけないという状況がございます。これについては、新しい車両を購入する必要もあるかなという検討もしておりますが、現在は今御指摘のように、現在使っております車両の併用案で、あるいは職員のほうもそういった形の併用をできていくという目論みを今立てて、この案でしばらくは運用していけないかなというふうに思っております。

また、スクールバスは補助金等の絡みがございます、そういった事業にはなかなか使いにくいとか使ってはいけないということもございますが、将来、スクールバスを更新するときにはそういった足かせのない事業費でこれを導入して、運行がしやすくしたいということは総合計画の中でも検討を始めているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今のオンデマンドサービスのときにあるように、小谷以降の申し込みの方法ですけれども、通院治療、買い物、公的申請、金融機関などの時間の条件つき情報が混錯されると思われましても、こういうときに過疎地こそ有効な情報システムの必要性を感じます。高齢者でも扱えるような簡単なタブレット端末など、ボタン一つで申し込めるようなシステムの構築の検討の余地があるか伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

決して否定的なお答えではなく、検討の余地があるとお答えをしておきます。というのは、すぐに導入できるかどうかという観点については、ちょっと時期が早いのかなというふうには思いますけれども、将来的にはこのオンデマンドサービスを構築したいということで地域公共交通会議の中でも議論が進まないかなということでございましたが、当面の間は濃飛バスさんが継続をするという論点に話が集中しておりまして、村内の交通網の形成についてはまた単独で対応する必要が出てきていますので、今後このオンデマンド方式、あるいはタブレット端末等を活用した方式、導入するにはかなりの予算額がかかるということで、導入できるような時期とか予算の確保等も考えながら、また私どもがちょうどそういう世代になったときには、いわゆるパソコンとか端末等に対する慣れというのも進んでまいります。現在の年寄りにこれをやれと言ってもなかなか難しい部分もあるのかなという思いもあって、現在は今後しばらくの間はアナログ的な対応になる、電話で予約をしていただくというような形で進めておりますが、当分の間はそういった形かと思っておりますが、将来については検討する余地があるというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

将来的に返納が多くなった場合、高齢者の方がますます家から出なくなり、人と会わなくなったり、ひきこもりの要因になるのではないのでしょうか。このような状況を想定して何か御検討されている対策はあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

こういった対象の方々に対する対策としては、既に見守りの訪問員制度がございまして、専門の職員が、職員と言っても看護師の卒業した人とか、そういう方に委嘱しておりまして、かなりきめ細やかに家庭訪問を行って見守りの輪を広げておりますので、見守りの輪は職員だけでなく郵便局さん、あるいは新聞を配達してみえる事業者の方等々にもお願いをして、こういったことに対する対策は他の地域よりも進んでおるのではないかと思います。一層に交通手段がなくなった方への対応ということは、先ほど御返答申し上げましたように、しっかりとケア会議等で個別案件として対応していく必要があるというふうに思います。

[2番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今見守りの輪の方々の活躍が上げられておりますけれども、やはり車がない状態ですと、買い物などが一番中心になってくると思いますけれども、今、村の中には移動販売というのがなくなっちゃったわけなんですけれども、こういう移動販売車を村営で導入して、買い物支援と、それから高齢者の安否確認やひきこもりの防止、交流の場に見守りの方などのチームを組んで訪問されたらどうかというふうなことを思いますけれども、この点に関していかがでございましょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

見守りの輪を充実していくということでの御提案かと思えます。

ただ、この移動販売車につきましては、現在も民間の事業者の方々が食料品、あるいは販売事業をやってみえるということですので、これを村営でやるという事態ではまだないというふうに考えます。本当に地域的にお店がなくなってしまったときには、そういったこともほかの地域では既にやられているところもあります。最近話題になったのは白川村というところでございますが、この白川村の事例も検証させていただきますと、やはり民間の方がその事業に手を挙げてやら

れる。これについて公的機関の助成があるという形でございますので、仕組みとしてはそういった形が考えられるのではないかと。また、そういった事業者さんとの懇談会等でも提案を申し上げて、きめ細やかな消費生活ができるような対応をしていただくようお願いも村としてもしていきたいなというふうに考えます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

この事業が幾つもの部門に関連した事業になると思いますけれども、将来的にこの事業を展開する場合、どこの部門での管轄になるのかお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

現在は保健福祉関係の事業というところまででございます。将来的にその事業を、例えば先ほど御質問があったオンデマンドをやる場合、どこが一番適当なのかとか、こういうのはちょっとそのときにしか返答ができないかなというふうに検討すべきことだと思います。現在、高齢者の方々の運転免許証の自主返納については保健福祉課で対応させていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

他県においては専用バス送迎や安全装置付きの自動車購入助成、配車アプリ活用の構想等がありますが、岐阜県内での返済優遇制度が7市6町1企業で支援されていますが、当村ではどのようにされるのか伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

当村では、現在は免許証の返納者への優遇制度はございませんが、今御指摘がございましたように、例えば村で利用可能なサービスとしては自主運行バスや外出支援車両への無料チケットの配付、あるいは他の町村で行われておりますように、いわゆる安全を確保するための車両の購入への助成、あるいは安全装置への取り付けに対する助成、こういったことは非常に有効な手段だと考えてございまして、これは、近隣では美濃加茂市さん、富加町さんで既に導入をされております。先般も県の会議で岐阜県警のほうからそういったことへの環境づくりへの指導とございますか、お願い事項がございました。本村でもブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が多ということ、これに関しての一部助成について考えていく必要があるという認識は前から持っておりまして、

職員に対しては助成制度の創設について検討の指示をさせていただきました。制度の骨格ができ上がりましたら、議会の皆さん方と御意見も交わしながら新しい制度をつくって、少しでも交通安全の向上に努めてまいりたいというふうに考えます。

蛇足になりますが、今年度は高齢者の方々に交通安全の意識の高揚を目的として加茂警察署と加茂地区の交通安全協会の御指導のもとで、東白川村高齢者交通安全大学校というのを開催していただいて、それぞれ交通安全に関する意識の高揚に努めておっていただきますし、昨年でございますけれども、村と岐阜県の自動車整備振興会加茂支部というところと協定をしまして、これは高齢者の方が交通事故等を起こされて、車が修理に来たときの情報を行政のところへ、ちょっと異変があるような事故の内容だというときは村へ情報をいただけるという協定でございます。非常に個人情報の観点から難しい判断をされる協定ではございますが、加茂地区各町村ともこれを行いまして、情報収集には努められるような体制にも務めております。村内の加盟してみえる自動車販売修理業の方々にもお願いをして、そういった異変が感じられたときには情報をいただいた上で、先ほど申しました携帯等で対応し、また保健福祉サイドで御相談に行くと。これは家族の御了解とか、いろいろしっかりと詰めていかなきゃいけないことがございますので、そういうことは進めていきたいと思っております。一方で、交通安全対策としては先ほど申し上げましたように、車両への新しい、今販売されています車両はそういった安全装置がついている。美濃加茂市さんあたりは新しい車を買われたときには補助、富加町さんはブレーキとアクセルの踏み間違いを防止する装置を取りつけるための補助等がございます。金額がどのぐらいするかとかいうことについては今後検討させていただいて、制度としてはつくっていききたいと、このように考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

御説明ありがとうございました。

いずれにしても、財政状況が厳しい中、十分理解しておりますので、ぜひ村民の皆さんが安心して生活できるような整備を全力を挙げて進めていただき、環境をさらによくしていただきたいと思っております。これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

こんにちは。

それでは、ただいまより一問一答方式での質問をさせていただきますので、どうかよろしく願いします。

集落営農組合について。

現在、日本の農業の作業現場における人手不足は、生産維持拡大の重い足かせになっています。また、農業者の高齢化も大きな課題だと認識をされています。今、基幹的農業従事者の平均年齢は66.6歳です。会社では定年を迎えた年齢層が日本の農業生産を支えています。この傾向は知名度の高いブランド農産物の産地でも見られます。跡継ぎがいないなど、将来的に消滅を危ぶまれる産地もあります。若く意欲的な担い手がいたとしても、慢性的な人手不足のために生産規模が拡大できないなどの悩みが尽きない地域も少なくありません。

一方で耕地に目を向けて見ますと、ここ30年ほどで耕作放棄地が年々ふえてきております。1992年には約22万ヘクタールでしたが、2015年には約42万ヘクタールと倍増しています。高齢化に伴って離農する人もふえました。2010年には約260万人いた農業就業者は、2017年には約180万人まで減少をしています。山際などの条件の悪い農地の管理も難しくなっています。特にイノシシや鹿などの鳥獣被害の多い地域や水田のあぜ草刈りができなくなった地域などは耕作放棄地がふえています。当東白川村においても、まさにその傾向が顕著にあらわれていると思います。

さて、集落営農組合が世代交代を迎えていると言われていています。まとめ役や機械作業をする人が見つからずに困っているケースが全国的に見られます。07年の品目横断的経営安定対策の導入に合わせて、農水省や県、JAグループなどの農業団体が一体で取り組んで約10年、集落営農組合は2018年2月現在で1万5,111件、地域別では水田農業の比重が高い東北地方の3,344件が最も多く、九州2,415件、北陸2,383件と続きます。また、法人化への移行も進み、30ヘクタール以上を集積する法人は全体の4割を占めています。高齢化でリタイアする人たちの受け皿を果たしていると言われていています。

東白川村においては、農協の機械化、営農組合に始まり、やがて新世紀工房にそれが引き継がれ、さらにみよりの郷へと水田産業の一貫体系が引き継がれてきました。このことにより、オペレーターの確保や作業の段取りをやらなくてもよく、他町村の組合と比べて非常に東白川村の集落営農組合は有利な位置にあると思います。

東白川村には現在3つの集落営農組合がありますが、大明神と親田は事業年度が3カ年経過、また西洞も1カ年を経過して、それぞれの地域に根差した活動をされて、立派な実績を上げてみえることは周知のとおりです。お隣の白川町は集落営農組合への取り組みも早かったこともあり、現在では11の組合が活動してみえます。我が東白川村は残念ながら3つの組合に続く団体の立ち上げがなかなか見られません。それぞれの集落内で耕作することができなくなった農地を引き受けるときの受け皿としての集落営農組合の果たす役割はとても重要であると考えます。

農地利用の最適化とは、今使われている農地を使えるうちに使える人に引き継ぐ算段をすることとあります。耕作をしなくなり荒れてしまった水田等は、もとの状態に戻すことは時間も労力もかかりなかなか大変です。そういったときに情報を少しでも早く得て対応することが大切であると考えます。第4番目となる集落営農組合の立ち上げ予定はありますか。また、設立、運営の推進方策をいま一度見詰め直してはいかがでしょうか。この件につきまして、村のお考えをお聞かせください。



○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

耕作放棄地の情報を得ることの迅速化と今後の集落営農の立ち上げ予定、あるいは設立、運営の推進方法の見直しについての御質問でございます。

水田等の情報は、中山間地域等直接支払推進事業でも確認が必須になっております。また、農業委員会でも農地利用の最適化推進委員が設置され、農地の情報確認等は得ることができます。

御質問の第4番目の集落営農組合の立ち上げ予定については、日向、あるいは黒淵で地元での検討が始まっていると認識をしております。日向につきましては、アンケート調査まで行われたというふうに聞いてございますが、現在のところはそれ以上進展がないようでございます。また、黒淵につきましても、大明神の組合への委託の検討がなされているようではありますが、こちらも余り進展がないというふうに聞いております。したがって、現在、具体的に明確に立ち上げを検討している集落はないということになります。当然村民の高齢化が進むにつれ、農地の管理が難しくなっております。その受け皿として集落営農組織が最適であるとの考えは、私も安江議員と同じ考えでございます。

しかし、このことは村が強制的に立ち上げるものではなく、こういった課題を話し合い、実行される自治会、協定集落、営農組合といった組織が大事かと思っております。集落営農組合の立ち上げを検討される集落があるのであれば、設立や運営の支援につきましては、農業部門を専門とするみよりの郷東白川株式会社が支援を行うことにしてございます。また、村も御案内のとおりでございますが、運営補助として1年間10万円を3年間、また耕作放棄地対策事業として農地流動化奨励補助金、10アール当たり1万5,000円を補助してまいります。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、基本的には集落で決定し運営をしていただくということになりますので、現在、組織化されております大明神、親田、西洞の運営がそれぞれ違うように、今後立ち上げを検討される集落については、どんなやり方が自分たちの集落にマッチするかをよくよく検討いただき、前例を参考にしながら御検討いただきたいと、このように考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございます。

今後、組合が立ち上がったときに、やはり必要なのは組合を経営管理するときの運転資金だと思います。その運転資金のことについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

私の親田の集落営農組合の例をとってみます。一番お金が要る時期は12月なんですけれども、このときには次のような費用が要ります。JAの資材費の支払いといいまして、このときは肥料と農

薬でうちの組合ですと、去年の実績なんですけれども、197万1,913円、そして同じくライスセンターの使用料、これが102万2,225円、これはみのりです。それから、稲の刈り取り利用料金99万5,960円、これもみのりです。その次に、組合員に払う労務費が86万4,474円、その次が秋耕起の作業料金が31万8,222円というようにしまして、その他のもろもろの経費等を入れますと、12月に約600万円のお金を払わなくていけないということになっております。これは約5町歩に対しての金額なんですけれども、あそこに見えます大明神の桂川憲生さんも大明神の会計をやってみえまして、多分あそこは私どもの倍以上の面積がありますので、これ以上の資金が要ると思います。しかし、12月の支払いというのは、私どもの組合で言いますと10月いっぱいを期限にしまして、保有米と販売米を組合員に売って、その資金を10月いっぱい回収する。そして、あるいは例えば可児の湯の華へ米を売って、それを回収するというので、手持ちの資金はありますもんで、この600万円は払えます。しかし、7月の春の水田を張る作業の利用料金が95万6,210円ありますけれども、これが払うのがなかなか難しいということで、現在は去年からみのりからお金を一時融通していただいております。これも村のほうで便宜を図っていただきまして、無利息ということで非常に助かっております。私どもの組合も内部留保ができて、あと2年もすると恐らく借りなくても組合の経営が安定して運転できるようになるということを思っておりますので、うちの組合員としましてもまず2年はこういった制度を続けてほしい。それから、今後とも立ち上がる組合に対しても同様な助成をお願いしたいというふうに思っております。この点につきまして、村長のお考えをお聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

各集落営農組合の資金調達につきましては、幸いにしてみのりの郷という会社ができおり、そこに資金的な余裕といいますか、いろいろとできるだけの資金力が今ございますので、この制度については引き続き継続して応援をしてまいりたいと思います。制度的にもう少し補完をしていかなきゃいけないかなという検討は内部的にはちょっと始めておりますけれども、もちろん利息を取るとかそういうことではなくて、一時用立てをさせていただくということで、経理的な処理もしっかりとやりながら行っていきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

関連で大明神と親田の例を挙げますけれども、親田は自分の水田は基本的に自分で管理をするという方法でやっておりますし、大明神につきましては作業班をつくって作業班で年間の作業をこなしていくということなんですけれども、立ち上げのときに桂川さんと話をしまして、単価は大明神も親田も同じ時間給というか面積割で払っております。それは12月に支払いをするということであ

ります。

時々聞きますけれども、若い人はどうしても集落営農を立ち上げると、土・日とか祭日に共同作業をやるから出てほしいということがあるのではなかろうかということですが、そういったことは一切ありません。安心して集落営農を立ち上げてほしいなということを思います。いろんなやり方があると思いますけれども、村長が言われたようにそれぞれの組合の自主的な判断で運営をしていけばいいのではないかとことを思います。

次の質問に移ります。

2018年度は米の生産調整の見直し初年ということで、産地みずからの生産調整で需要に応じた生産を進めることが目的で、軌道に乗せられるかどうかの岐路になります。前年産の主食米の作付面積は日本で137万ヘクタールであり、そのうち岐阜県は2万1,500ヘクタールであります。ことしの作付は34道府県が前年並みとの回答であり、増加傾向の6県は青森、岩手、秋田などの米どころが中心であり、飼料用米や備蓄米を減らし、業界からの増産の要望が強い業務用米をふやすケースが多いと見られます。農水は需給の安定する目安として、18年産の適正生産量は据え置きとしています。しかし、格付は6月末、農家が国に提出する営農計画書によって確定をします。米の用途ごとの需給状況や多収性品種の導入など、情勢は極めて楽観のできない状況であると思われま。

平成30年産は、東白川村はふるさと納税の返礼品として30キログラムで600袋の米を3組合から買い上げをしていただけたということですが、それも村の農産物の宣伝にもなり、評価させていただきます。今後、米の自由競争が激化して、市場に物があふれ、単価の下落を招くような事態となったときに、売れていくのはやはり食味に勝ったものであることは間違いのないと思います。東白川産米は単に数字で評価を得ているだけではなく、業者さんいわく、舌ざわりのよい米であると言われます。将来に向かって有利販売をしていくためには、同じ肥料、同じ栽培方法でつくられた高品質の米を同じパッケージで同じネーミングで、1キロ、2キロ、3キロ、5キロ、10キロなどにして付加価値を高めて販売していくことが大切ではないでしょうか。

東白川の産米は食味において高い評価を得ています。大明神集落営農のライスセンスクラブコンクールへの参加、入賞。また、親田集落営農組合では、昨年度、白川地区の代表として第3回飛騨の美味しいお米コンクールに参加をさせていただきました。東白川村では近い将来、東白川村のブランド米として一本化、販売をしていくという構想はありませんか。この件につきましての村の考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

東白川村産米のブランド化と一本化、販売についての御質問でございます。

村の考え方としましては、ブランド化により高い値で販売していけるということは理想であると考えます。高い値で売れば農家の所得向上にもつながり、耕作放棄地も解消されると考えられます。そのために村ではふるさと納税の還元品として、それを第一に考えて、まずは集落営農に真っ

先に取り組んだ大明神の米を使わせていただきました。おかげさまで大明神の米は好評いただき、リピーターも多く、29年産の米は4月に在庫がなくなり、こういったほどの人気でございました。今年度は、先ほど議員のお話のとおり、親田や西洞の米も取り扱いをさせていただくよう集落営農の方には通知をさせていただいております。

ただし、御質問の一本化については越原と五加では標高も大きく差があり、生産される環境が違うこと、また個々の農家が水や肥料、農薬の管理をするのではなく、全て同じ管理の中でやらなければ味にもばらつきが出てしまうと、こういったことが課題としてあります。一本化を図っていくのであれば、管理の統一化を図り、食味検査など一定以上の数値がある、こういった条件をつけていかなければなりません。せっかく好評いただいております大明神や親田、西洞に悪影響とまでは言いませんが、ばらつきが出てくるということで、お客様が離れていくという懸念がございます。こういった形で、現時点では集落営農がまだ3つしかないというような状況の中では、村で一本化というよりも親田米、大明神米、西洞米というような個別のブランド、各集落営農で切磋琢磨していただきまして、それぞれがブランド力を高められて、それを村が東白川の米として扱っていくという方法が適切かと考えてございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ここでちょっと昨年の食味検査の結果、白川地区の紹介をさせていただきます。18の白川・東白川の組合がライスセンターからそのまま米をとりまして、白川へ持っていきまして分析をした結果です。

ここでは親田の集落営農組合が、水分が14.6%、たんぱくが6.9、アミロースが18.1、脂肪酸化度が21というふうにしまして、合計スコアが84点ということで評価を得まして、飛騨の米のコンクールに行ったわけです。そこでは700点ほど米が出まして、順位は270位ほどだったんですけども、上位1位というのはそのためだけに米をちかちかに磨いて、そのためにやっておるというような結果のものであります。しかし、東白川の米がおいしいということが実証されたことには間違いのない。何も手をかけずに持っていったものがそのとおり出たということでもあります。

ここで、食味計による数値の見方ということで紹介させていただきますけれども、食味値というのは米の食味数値が高いほどおいしいということです。例えば70より85とか、そしてその次がアミロース、これはでん粉中におけるアミロースの占める割合で、数値が低いほど粘りがありおいしい。それから、3番目のたんぱくなんですけれども、米の中におけるたんぱく質の占める割合ということで、数値が低いほどふっくらとした御飯に炊き上がり、おいしい。それから、水分ですけれども、米の中における水分の占める割合ということで、基準の範囲内での数値の高いほうがおいしい。それから、大事な脂肪酸化度なんですけれども、これは米から脂質を抽出した溶液を中和する量でありまして、これは数値が高いほど酸化が進んでいるということで、数値が高いほど古米化している

ということであります。

そういったことでやっぱり飛騨米なんかで1位2位をとる人は、そのためだけにつくっているということもありますし、白川と東白川を比べますと非常に白川のほうが反収が高いわけです。11あるうちの組合の500キロ以上反収を取るところが4組合あります。残念ながら我々はまだそこまで行ってないんですけれども、多分大明神がやってみえるのは収量を抑えて味を持っていくということで、要は追肥の時期にコントロールして、追肥をやれば、簡単に言いますと米はとれますけれども、味は必ず落ちますと、コシヒカリにつきましては。その辺のところのみそではないでしょうか。その次の質問に入らせていただきます。

3番目なんですけれども、森林系管理法案について。国土の3分の2を占める森林は木材の生産に加え、二酸化炭素の吸収や水源の涵養、土砂災害の防止など、多面的機能を果たしている国民の貴重な財産であります。83万戸の林家の9割近くが10ヘクタール未満の零細経営で、高齢化も進んでいます。きちんと維持管理するには伐採や造林、間伐などの手入れが重要ですが、木材価格の低迷や林家の後継者不足によって手つかずの民有林が目立っています。伐採期を迎えた山でも、切る予定のない所有者が見えます。このまま放置はできないという林野庁の問題意識により、法案は市町村や民間の事業者には伐採のための経営管理権や経営管理実施権という新しい権限を与えるもので、これまでの林業政策にはなかった制度です。この財源には森林環境税を充てることも決まっているようですが、森林をきちんと維持する基本は林家の経営を安定させ、環境を整え、規模拡大も含め後継者が育つよう新しい技術の導入や販売先の確保などの支援が必要であると思います。

手入れが行き届いていない私有林の管理を、市町村を介して林業者や企業に集約化する新たな森林管理制度を創設する森林管理法の施行は来年4月となります。森林経営管理法では、所有者に森林を適切に管理する責務を科す。その上で、所有者が管理できない場合、新制度では管理権を市町村が取得、採算ベースに乗りそうな森林は意欲があると判断した林業者や企業に管理権を設定し直し、採算確保が難しい森林は市町村がみずから管理するとあります。来年の4月の新制度開始に向けての実施体制を東白川村はどう整えるのかのお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

森林経営管理法に向けての実施体制についての御質問でございます。

国土の面積の3分の2が森林、その4割が杉、ヒノキなどの人工林であります。戦後、積極的に植林運動が展開された結果ですが、その多くが整備されずに放置された状態にあると言われております。こうした森林を管理、整備するために創設されるのが森林経営管理法で、当面は譲与税でございます。森林経営管理法もこの一環でございます。

安江議員の質問の森林経営管理法とは、林業経営に意欲の低い所有者と意欲の高い林業経営者を市町村が仲介に入り、集積や集約を図るということを目的としております。また、御指摘のとおり、集積や集約が成り立たない森林については、市町村がみずから経営管理を行う仕組みを講ずるとな

っております。

東白川村も2年ほど前までは村出身者で、村外、あるいは県外にお住まいの方の山林を管理ができないという理由で購入させていただいた経緯もございますが、現在、村有林の面積は約450ヘクタールほどになり、村有林担当者1人で面倒を見るのはこれ以上は大変になってまいりました。しかし、森林組合によりますと、村の山林面積の約90%が組合員の森林で、県外の所有者の方もいますが、森林施業を行う際には連絡をとり、承諾を得て行っております。そのために東白川村は林業の村として放置林も少なく、国が定める森林経営計画に従い、計画を立てて施業を行っております。

また、村は全国でも有数の森林整備の先進地と言えます。平成15年にはF S C森林認証を取得、平成24年には坂本龍一氏が代表を務める森林保全団体モア・トゥリーズと、また同年3月にはサントリーホールディングスとの水源涵養機能を高める天然水の森の協定を締結するなど、村、森林組合、製材組合などの流通業者と三位一体となって森林を守っております。

相変わらず木材の価格は低迷を続けており、山林所有者への還元は少なく、満足いくところではございませんが、出荷量は安定をしており、森林組合や製材組合を初めとする木に携わる事業所は経営としましては健全な方向にあると認識をしております。

さて、議員の質問であります新制度に向けての実施体制につきましては、今現在ではまだ検討は始まっておりませんが、村外の所有者が増加しますと、山に対しての意識が希薄になることや、お亡くなりになったときの相続等で放置林につながってしまうということは懸念をされるところでございます。今後はこうした情報を正確に収集をし、森林組合や森林づくり委員会等でこの実施体制について検討をしていかなければならないと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

丁寧な説明ありがとうございました。

もう一つ、森林環境税を2024年度から導入し、市町村の管理費の財源を確保するというふうにあります。森林環境税は1人当たり年1,000円を個人住民税に課すというようなことも新聞には載っております。そして、それまでの19年から23年度は地方譲与税を配分するというようなことが載っておりますけれども、その辺のところをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問にありましたように、当面は森林環境譲与税として別の財源でもって森林に対する財源を確保するというので、これは東白川村は現在のところ1,000万から1,100万ぐらいの金額が平成31年度から譲与税として入ってくるという計画でございます。この使い道については、現在県のほうからの説明会等もございまして検討を始めているところでございますが、まだ具体的にお示しをす

る段階ではございません。今後、森林組合、あるいは先ほど申しあげました委員会等々との検討も始めてまいりたいと思っております。いずれにしましても有効に活用し、東白川村の森林を守るということのために使っていく財源であるというふうに考えております。以上で答弁いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。以上でございます。質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従い、上下水道（浄化槽を含む）の今後についてを一問一答方式にて質問させていただきます。

村が上水道を整備、運営するようになって30年近くになりました。その間、さまざまな修理が発生し、そのたびに村は多くの費用を負担してきました。今の段階では、その費用を使用料として各家庭に負担させるということはないわけですが、村の財源を使っているということは間接的に村民の資産を減らしているということになり、今後の運用については不安を感じます。

そこで第1の質問ですが、今後、簡易水道の改修や維持管理に対して、国や県からの補助等が期待できるものなのか。また、積極的にお願いする予定があるのかを伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

簡易水道施設の機器更新については、岐阜県生活基盤施設耐震化等交付金により、電気計装設備の更新を実施しており、国費3分の1と補助残を簡易水道債による財源でこれを実施しております。この事業の完了は平成37年度の予定であります。機器更新が完了しますと、施設の耐震化に必要な長寿命化計画などを作成する予定であります。計画の中では人口減少や地域状況の変化も考慮に入れながら、施設の更新が必要か否かを検討し、費用対効果を見据えた計画でなければならないと考えております。国の補助制度の活用については、長寿命化計画で必要であると判断された場合は、議員の皆様にご審議をいただきながら、これを有効に活用していきたいと考えております。

今後、国からのこの制度が続くかどうかについては、現段階で判断することができません。岐阜県簡易水道協会など関係団体と連携し、継続についての要望を強くしていく必要があると考えております。以上で答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明にありました3分の1の国庫補助につきましては、現時点でも3分の1国から補助していただけるという部分。ただし、これ電気系統に関してということなので、もう少しほかの幹線等の修理についてはどうなっているかということをちょっと伺いたいですけれども、それと同時に簡易水道事業債というお答えがありましたけれども、これはあくまでも債ですので借金にはなると思っています。これが村にとって有利である点というのを2点御返答いただければと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

簡易水道事業債でございますが、以前は普通交付税の算定に入っておったんですが、それが今見直しがされまして、以前というのは、もうかなりになります。七、八年前になるかと思いますが、特別交付税の措置の対象ということで、まるっきり何も措置がないわけではない。特別交付税の措置の対象となっております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

施設の耐震化の補助につきましては、当然3分の1の補助があるというふうになっております。水道管についても耐震管路というようなことで、地震に強い材質のものを水道管として埋設するような事業もありますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

そうしましたら、その件は次の質問と重ねてまた再質問の中に織り込みたいと思います。

上下水道の整備と並行しまして、下水処理についても村内で整備が進んできました。特に集落排水については、維持費の多くを村が持つことによって住民負担が必要以上に膨らまない工夫がされています。以前にも加入戸数が減少してきたことや、加入者の高齢化が進んできたことから、各戸の負担金の増加が懸念されました。その際、村の費用負担をふやすことで乗り切ったり、公共施設を加入させ、使用料として間接的に公費を投入することで回避した経緯があります。

当面村の負担をふやすことで村民の直接的負担を回避していけそうですが、先ほど述べた上水道と全く同じ問題が残っています。そこで、集落排水についても先ほどと同じ質問をさせていただきたいと思っております。国や県からの補助についての見通しをお答えください。

○議長（樋口春市君）



村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

下水関係の機器更新については、現在、国・県の補助制度はありませんが、それぞれが簡易水道よりは安価な機器更新でございますので、今対応ができるというところでございます。今後、大規模な修繕が必要な場合は、起債等に対応することになると思います。なお、下水道施設の耐震化については、個別の合併浄化槽も含めて国からの指導等は現在はありません。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

現時点で上水道ほどの補助はないということは理解できましたけれども、実は上下水道につきましてはほとんどの自治体が今後費用が自治体負担がふえてくるということで懸念されているのは全国で有名な話なんですけど、実は大きい市におきましての問題と、こういう東白川みたいに人口が少なく財政規模が小さいところの問題というのは、実は同じに語られるべきではないと考えるべきではないかと私は思っています、その結果、例えばこの間、先日ですとうちが光ファイバーのことを頼みに行ったときに、大きなところはとっくに終わっていると。これからの財政補助がないということをお答え願った中で、やはり小さい村においての問題点、実はどう困っているのかということをやと切々と訴えた結果、一応形上、小さいところ等をもう一回救おうという国の動きがあったと同じように、水道設備、下水設備におきましても、当然のことながら全国で同じ課題だから、今現状でメニューがないから諦めるのではなくて、やはり誰かが声を大にして小さい市町村のほうが先に枯渇するんだと。大きい市でも当然同じ問題が起きているのは承知の上ですけども、先に困ってくるのはこういううちの村みたいな小さな市町村で、人口減少が著しいところ、それから高齢化が進んでいるところに限ってはもっと問題が大きいんだということを国・県のほうへ積極的に訴えていくということをやっていただきたいと思っています。それについての村長のお考えを伺いたいです。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほどの答弁では、今はないというお答えをただけで、特に諦めたとかいうことは思っておりません。大規模な修繕が必要になってきた時期については、当然ながら議員御指摘のとおり、財政状況の厳しい中においては、国の助成が欲しいという要望活動、これは先ほども言いましたように、声を大にして訴えていく必要が当然ながらあると考えております。これにつきましては、議会の皆さん方の御協力も得ながら財源確保について対応していきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

それに関連しまして、上水道については村中が全て平等に扱われているので、財政の割合についての問題については平等が保たれていると思います。

ただし、下水につきましては集落排水と浄化槽対応に大きく分かれています。集落排水の場合は、先ほどのように将来に向けての住民負担の軽減が村によって担保されているわけなんです。浄化槽に対しましては、導入時には補助がある、それはわかっています。それ以降、全て個人の責任の負担となっております。家族の少人数化であったり、高齢化によって集落排水と同等の問題が今後起きてくるものと思いますが、それについて最終的な村民1人当たりの負担を集落排水と同等レベルになるような手だてをする予定があるのかないのかを伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

個別の合併浄化槽の設置後のメンテナンスについては、浄化槽の三原則である法定検査、法定点検、清掃がしっかり行われていれば恒久的に使用ができるというふうにされております。このメンテナンスについては、利用者の方々が全員入っていただいております。岐阜県浄化槽のらくらくプロジェクト促進協議会が浄化槽の管理を行っております。機器の故障や修理についても特別な故障でない限り、協議会で対応ができるというふうになってございます。

東白川村では平成9年度に全村を対象とした将来の生活雑排水の処理に対する調査を実施し、生活排水処理基本計画を作成しました。計画では集落の散居及び散在地区域においては個別合併浄化槽を整備し、集落の密居及び集居地域においては小規模集合排水処理整備事業と個別合併浄化槽を整備するよう計画をしてあります。その当時、村の普及率は21.3%と低く、中でも宮代、平集落の集落内普及率は3%から16%と低い結果でした。原因として、集落密集地のため浄化槽が設置できる場所がない、処理した水を放流する場所がないというような地形的に設置できないという理由で下水道を希望するなどの要望がございまして、平成10年度より小規模集合排水処理施設整備事業により宮代集落と平集落に4施設を整備し、維持管理を村が行っております。

個別合併浄化槽と、宮代、平地区で整備した下水道についての1世帯当たりの維持管理費と建設時の負担について比較をしてみます。個別合併浄化槽の維持管理費は月当たり6,170円から6,630円に対し、下水道の場合は5,070円から6,620円となっております。また、建設時の負担については、合併浄化槽の負担は28万7,100円から40万1,800円、これは人槽のことによって変わってくるということですが、下水道の場合は組合数によって変わってくるわけですが、29万8,000円から32万4,181円というふうにはばつきがございまして、下水道の場合は組合から一括して徴収をするということですが、これを比較しますと全く一緒ではございませんが、おおむね同等程度という認識でございまして、個別合併浄化槽については、村が直接維持管理することは考えておりませんが、美しい河川を維持するためには生活雑排水の処理が重要でありますので、利用者の負担が重

くならないように岐阜県浄化槽推進協議会との連携や利用者への適正な利用方法への周知など、間接的ではございますが、支援をしてまいりたいと考えてございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの村長の答弁の中で、現状はほぼ同等だと考えられるとおっしゃいましたけど、それは当然のことで、なぜ当然かと申しますと、先ほど2番目に質問した中で、現状の集落排水の金額を定めるときに、実は基準となるところが合併槽の大体の使用料に対してそろえている。この時点ではそろうのが当たり前で、現時点でそろっている。ここは僕も何も懸念しているわけじゃないです。

問題は将来にわたっての部門です。将来にわたっては、集落排水につきましては、後ろ盾となる村が存在していることによって、使用料がいたずらにふえることを防止する策が行政側で単純に存在すると。ただし、浄化槽につきましては現時点での後ろ盾が存在しないから、今後据え置き、もしくは上っていくという可能性があることについてどうかということをちょっと質問したかったので、今のところ何も考えてみえないというのわかりますけれども、もう少し将来にわたっての不安解消とは言いませんけれども、その辺を同じ村民であって差ができない将来的な見通しというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この個別と集合の公平論でございますけれども、私どもは金銭的な公平というよりも、いかに快適な生活ができるかという公平、このサービスをするのがまずは公平であると考えます。その費用が地理的な条件や集落の密集度等によって、若干の設備の内容が変わってくるのはやむを得ないことであると考えます。その結果ですが、将来的な不安は確かにございます。しかし、これは何も浄化槽だけに限ったことではなくて、高齢化による各世帯の減少だとか、それから集落によっては空き家がふえてくるというような課題、これは慢性的に過疎地域である東白川村が抱えている問題でありまして、今回の議論は浄化槽に特化して議員は御指摘をさせていただきますが、それぞれの生活が安心して安全で快適であるべき、これが公平論だと私は思っておりますので、このことについて現在は個人の浄化槽についての助成をどうするというようなことの議論はしてございません。しかし、例えば独居の方に対する手当ですとか、生活のための助成制度とか、こういったことはよその地域に負けないレベルでやっていきたいというふうに考えてはおります。この中に将来的に1人になってしまった、浄化槽が維持できないと、このような事案が出たときにどうするか、そういう質問かと思いますが、これは個人の世帯の課題はそれぞれ別でございまして、なかなか難しい問題であるということは皆さんも御理解をいただけたらと思います。先ほども言いましたように、まずは皆さんが公平的に快適な生活ができるようにしてきた。今後これを維持するためにどのような政策が必

要かということについては、今後の議論を待ちたいというふうに思って、具体的な対応については今お答えはできません。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

これは行政の役割というのを考えるときに大事な課題になるんですけども、例えばうちの村というのは人口の減少でありますとか、小さい村であるから人口が減っていくのを防止したいと。だから、そのためにふだんやられていることは、都市部に住んでいる人といかに生活レベルを同じぐらいのレベルに保つかということに頑張ってみえると思います。例えば極端な話ですと、東京に暮らしていることと村で暮らすことはスタートラインが絶対違います。でも、できる限り行政が手を差し伸べることで結果的な平等性を求めるために、例えば国に補助金をお願いしたりですとか、さまざまな陳情活動をしているのは、まさにそのためであります。

実は人にもものを頼むときにはそういうことを言っているが、村の中でそういう格差が起きてくるときには、それは仕方がないだろう、住む場所によって差ができるのは仕方がないだろうという村長のおっしゃる気持ちはわかりますけれども、やっぱり結果平等を県ですとか国に頼んでいるうちの村が、中身の中で実は結果平等を解消しようという努力がされていないところについて政策的な考えの中で少し疑問点を感じますので、最後にその点についてのお答えがもしいただければと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議論の分かれるところでございますが、別に私は議員の御指摘のように、それぞれのことを課題として考えてないということはないですが、国に現状を報告する義務、あるいは要望していく仕事、これは私の責任だと思っております。その中で議員が御指摘のように、こうした独居世帯が困っているから集合住宅の中に入れていただくための施策が必要になってきましたとか、そういう形での事業展開はあるかもしれませんが、ちょっと今質問の意味がはっきりと私は理解ができなかったもんですから正確な答えができないかとは思いますが、同じ思いで多分議員も望んでおられると思いますし、私も同じ思いで村民の皆さんがこの村で安心して豊かな暮らしができるようにしたいという思いは一緒だと思います。

方法論については、それぞれの事業ごとによって方法論は違ってございますので、全体での課題があること、それから個別に例えば生活に困ってみえる方がたくさんふえてきた、あるいはもっと悪い言葉で言いますと、それによって医療的にも介護的にも大変課題が起きている世帯があると、こういったことについては十分認識をしておりますし、それぞれの対応をしっかりとしなきゃいけないということでお預かりをする施設を何とか活用するとか、それから助成制度について国が用意

していますメニューをしっかりとお伝えして、できる限りそれらを受けていただけるような対応を  
するとかいうことは一生懸命職員がやっておってくれますし、私も指示をしているところですが、  
今、議員が御質問になられたことへの回答にはなっていないかもしれませんが、思い  
は同じということだけ回答させていただいて答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

目的とする住民の安全ですとか、とにかく幸せに通じる方向性は多分村長も同じだと思います。  
単純に民間の自由競争における格差を行政がどう解消していくかという行政の役割については、ま  
た今後もいろんな立場で自分も同じように考えていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願  
いしたいと思います。以上で質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。午後からは1時から会議を再開いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第34号から議案第38号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第34号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から、日程第11、議案  
第38号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件を補正関連により  
一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議案第34号、総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、補正のほうをお願いいたします。

議案第34号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成30年度東白川村一般会計補  
正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,658万7,000円  
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,062万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正) 第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正) 第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成30年6月20日提出、東白川村長。

おめくりをいただきまして、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の説明を省略させていただきまして、5ページの債務負担行為補正をお願いいたします。

5ページでございます。

第2表 債務負担行為補正、追加でございます。

事項、期間、限度額をお願いいたします。AEDで、むくハウスに設置しておるAEDでございます。期間のほうは平成31年度から平成38年度まででございます。7年間の債務負担行為でございます。金額のほうは46万1,000円でございます。同じく白川茶屋に設置しておりますAEDの債務負担で、内容については同じでございます。むくハウスと白川茶屋に設置しているAEDの更新でございまして、保守管理の対応までしているレンタルでの契約で運用するものでございます。

次のページ、6ページでございます。

第3表で地方債補正でございます。変更でございます。表の構成ですが、起債の目的で、左側が変更前、右側が変更後ということで、表の中身については、限度額、起債の方法、利率、償還の方法とございますが、いずれも限度額の変更でございますので、起債の方法以下については説明を省略させていただきます。過疎対策事業が限度額4億8,630万円を4億8,580万円にするものでございます。50万円の減額でございます。自然災害防止事業670万円を、ゼロで、670万円の減額をするものでございます。詳細につきましては、2の歳入のところで説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

8ページのほうをお願いいたします。

平成30年度東白川村一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書、1. 総括の説明は省略をさせていただきます。10ページの2の歳入をお願いいたします。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額のほうは3,943万4,000円でございます。説明のほうへ行っているいただきまして、普通交付税でございます。収支のバランスをとるものでございます。

11款2項6目農林水産業費負担金、補正額が50万円の減額でございます。説明のほうで、林道大沢線の舗装工事の負担金でございますが、当該工事につきましては県の補助金が不採択となったために工事自体を31年度に見送りました。この関係で負担金も減額するものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額のほうは629万9,000円の減額でございます。説明のほうへ行っているいただきまして、地方創生推進交付金の減額でございます。内容としましては、フォレストスタイル事業の不採択分630万円を減額するもの、それからもう一点が持続可能なネットワーク事業のほうで1,000円の補助金の追加をするものでございます。

14款1項8目で土木費県負担金、補正額が61万5,000円でございます。説明のほうで、社会資本整備円滑化地籍整備事業交付金ということで、交付決定を受けての追加でございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金でございます。補正額が1,432万7,000円の減額でございます。説明のほうで、県単林道事業補助金が800万円の減額でございますが、大沢線の舗装工事でございます。県単治山整備事業補助金が東杉谷線の流路工で、いずれも不採択によりまして減額するものでございます。野生鳥獣保護管理推進事業補助金37万3,000円のほうは追加でございまして、交付決定を受けての追加でございます。補助金の減額につきましては、歳出のほうでまた細かく説明をさせていただきます。

14款3項2目総務費県委託金で、補正額が2万円でございます。経済センサス委託金ということで、基礎調査準備事業でございます。交付決定を受けて追加するものでございます。

17款1項15目でふるさと思いやり基金繰入金、補正額が5万円でございます。ふるさと思いやり基金からの繰り入れでございます。今回の歳出のほうで出てまいりますが、プロジェクターの整備を予定しておりまして、前回もそっちのほうへ上げさせていただきましたので、その財源として充てるものでございます。

18款1項1目で繰越金でございますが、補正額が468万4,000円でございます。前年度繰越金でございまして、普通交付税と合わせまして収支のバランスをとるものでございます。

12ページのほうへ行っていました、19款4項4目で雑入でございます。補正額のほうが11万円でございます。まず、説明のほうで一番の上のところ、保育実習の委託料1万円でございますが、中部学院大学の学生さんを受け入れするものでございます。それから、とうしんの地域振興協力基金の助成金ということで、つちのこフェスタとお松さま祭りのほうへそれぞれ地域貢献として5万円ずつをいただきましたので補正をさせていただくものでございます。

20款1項6目で農林水産業債、補正額のほうが1,470万円の減額でございますが、まず過疎対策事業債のほうで800万円、県単林道事業のほうを予定しておりましたが、県補助金の不採択による減額でございます。一般単独事業債のほうについては、県単治山の起債ですが、こちらのほうも670万円を補助不採択によりまして減額するものでございます。

8目で土木債でございますが、750万円の追加でございます。神矢線の道路改良工事のほうへ過疎対策事業債を予定しております。また、歳出のほうで説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

続きまして、3の歳出でございます。

1款1項1目で議会費でございます。補正額が9万6,000円でございますが、説明のほうへ行っていました、議会事務局費で給料で1万7,000円、手当で7,000円、共済費で7万2,000円でございますが、人事異動の調整に伴いまして微調整をさせていただくものでございます。

2款1項1目で一般管理費、補正額のほうが1,680万1,000円の減額でございます。説明のほうで、総務一般管理費のほうで給料が1,771万6,000円の減額、職員手当等のほうで521万8,000円の減額、共済費のほうで148万8,000円の減額でございますが、こちらのほうも人事異動によります増減で

ざいますが、大きく減額になっている理由につきましては、機構改革におきまして情報通信係が地域振興係のほうに移ったために、こちらのほうは減額という形になってございます。それから、賃金のほうで臨時雇用賃金が679万9,000円ほど追加をお願いしておりますが、新規の臨時職員の採用に係る賃金でございます。

次のページで続きでございますが、説明のところで工事請負費で役場の別館階段修繕工事でございますが、54万円の追加ということで、村民センターの入り口の階段の部分が破損をしておりますので、そちらの修繕の費用でございます。備品購入費で、庁内用備品で27万2,000円でございますが、中身としましてはプロジェクターが1台、それから刈り払い機が5台、それから電話機が1台を整備するもので、いずれも老朽化によります更新ということでございます。それから、空白輸送事業のほうですが、旅費で職員普通旅費が4,000円、それから使用料及び手数料のほうで有料道路料金と駐車場料金でございます。合わせて6,000円でございます。こちらのほうは公共交通の関係で、名古屋大学との打ち合わせが頻繁に行われることになってまいりまして、若干そちらの費用のほうを追加でお願いしたいものでございます。

それから、6目のほうで企画費30万円でございます。説明のほうで、日本で最も美しい村推進事業のほうの負担金で30万円でございます。日本で最も美しい村連合事務局員の雇用の負担金ということで、連合のほうにおきまして事務局職員1名を雇用するために各町村へ負担金の通知が来ましたので、そちらのほうを負担していただくものでございます。

続きまして、7目で交通安全対策費が25万6,000円の追加でございます。交通安全対策費のほうで、需用費で街路灯等施設修繕料でございますが、25万6,000円ということで、2カ所で場所は平と日向地区の街路灯の修繕でございます。

12目で、地方創生事業費418万4,000円の追加でございます。説明のほうで、東白川ファンを核とした村内製品の販売促進事業でございます。報償費のほうで6万円ですが、これは御当地キャラのPR活動ということで謝礼でございますが、若干全体的な事業の拡充ということで、6回から8回に活動をふやすということで6万円の追加でございます。それから、需用費につきましては消耗品でございますが、PR用の粗品でございますが、ティーバッグでございますけれども、2,000袋ほど整備をしたいというものでございます。それから委託料ですが、物産展の集客イベントの委託料ですが、こちらのほうは単価契約になっておりまして、6回から12回にふやすものでございます。それから、次に地方創生のフォレストスタイルでございますが、財源補正ということで前回の全協のほうで説明させていただきました補助金の不採択部分を一般財源に移すものでございます。それから、持続可能なネットワーク事業のほうも財源補正ということで、1,000円の追加でございます。うちのメンバーズカード事業のほうは、郵便料でございますが、イベント案内の通知の郵便料ですが、若干不足をしてきましたので、今後の使用も含めまして24万2,000円の追加をお願いするものでございます。林業・製材業・建築業担い手育成事業のほうでは、補助金でございまして、林業・製材業・建築業の担い手育成研修生受入補助金ということで、研修生の受け入れ事業所に対する人件費補助でございますけれども、対象者が2人から4人に増加したということで、増加分等の補正で



ございます。360万円でございます。

続きまして、2款2項1目で税務総務費でございますが、補正額のほうが53万9,000円の減額でございます。給料のところでは53万9,000円、人事異動に伴う補正でございます。

続きまして、2款4項3目で村長選挙費、補正額のほうが157万9,000円の減額でございます。村長選挙のところでは報酬から使用料まで無投票となりましたため、未執行となった経費につきまして減額をするものでございます。

4目村議会議員選挙費143万7,000円の減額でございます。こちらのほうも同じく村議会の無投票となりました費用につきまして、投票関係の費用につきまして報酬から使用料までそれぞれ減額をするものでございます。

続きまして、2款5項1目で統計調査費、補正額が2万4,000円でございますが、消耗品、文具類で2万4,000円追加しておりますが、県の委託費が決定しまして、歳入のほうに合わせまして事業費のほうを調整したというものでございます。

続きまして、3款1項1目で住民福祉費、補正額のほうが45万7,000円でございます。説明のほうで、住民福祉費一般、給料のほうで197万7,000円の追加、それから職員手当のほうで31万5,000円の追加、いずれも人事異動に伴う調整でございます。国民健康保険特別会計繰出金183万5,000円の減額でございますが、こちらのほうも特別会計のほうで人事異動に係る人件費の減額となりましたので、連動して繰出金を調整するものでございます。

3目で保健福祉費6万6,000円の減額でございますが、同じく保健福祉費一般に組んであります人件費、給料、手当の減額、それから手当については住居手当の増ということになりますが、調整でございます。

4目で老人福祉費、補正額が7万円でございます。説明のほうで、地域包括支援センター運営事業のほうで、旅費で職員の普通旅費で2万7,000円でございます。それから、負担金ということで職員研修負担金でございます。主任ケアマネの資格の取得の更新でございますが、更新研修に係ります経費でございます。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額のほうが12万3,000円でございます。子育て支援室運営事業のほうで、給料、手当で人事異動に伴う人件費の追加でございます。それから、使用料及び賃借料のところではAEDのパッケージレンタル料、先ほど債務負担行為で出ましたむくハウスのAEDの費用でございます。今年度分の費用ということになります。

2目で認可保育所費315万2,000円の減額でございます。みつば保育園の運営費のほうでは、給料、手当、共済費につきましては人事異動でございます。それから、役務費のところではピアノの調律の費用が1万8,000円、それから使用料及び賃借料のところではバスの借り上げ料で1万9,000円の追加ということですが、バスにつきましては年長さんの遠足用のバスの代金でございますが、単価がアップしたということで若干の追加をお願いするものでございます。

4款1項1目で保健衛生総務費、補正額のほうが932万5,000円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、保健衛生総務費一般ということで、次のページに内容でございますが、給料と

職員手当についてはそれぞれ追加でございますが、人事異動に伴います追加でございます。繰出金につきましては、診療所特会のほうでございますが、運営費繰り出しについては人件費で、人事異動関係でございますし、施設整備の繰り出し690万円につきましては、また診療所のほうで詳しく説明しますが、埋設物の施設エリア外の追加の分を、その費用につきましては一般会計から繰り出すものでございます。

3目で母子健康センター費でございますが、22万9,000円の追加でございます。職員手当のところで通勤手当であります、人事異動に伴います調整でございます。

5目で環境対策費983万4,000円の追加でございます。環境総務費のほう、給料、手当、共済費につきましては人事異動に伴う人件費の調整、それから旅費で費用弁償でございますが、一般資源回収の臨時職員費用弁償ということで、新しく臨時雇用さんに資源ごみの回収をお願いすることになりまして、若干車両のほうを個人の車を使っておっていただくということで、費用弁償で費用を補填するものでございます。それから、補助金につきましては住宅用の太陽光の発電システムの設置補助金で、新規申請1件分ですが、申請がございましたので補正をさせていただくものでございます。なお、この事業につきましては、今年度、30年度で事業終了という予定にしております。繰出金のところで、簡易水道特別会計繰出金が運営費分で146万9,000円ございますが、これも人事異動に伴います人件費分の繰り出しの分でございます。

それから、6目で廃棄物対策費の19万円でございます。こちらのほうは同じく下水道特別会計のほうへの運営費ということで、人事異動に伴います人件費分の財源の繰り出しでございます。

6款1項1目で農業委員会費、補正額のほうが124万8,000円の追加でございます。説明のほうで、農業委員会費でございますが、給料のところでは76万6,000円の減額は正職員の人事異動の関係で、当初正職員を予定しておりましたが、採用等の関係で臨時雇用ということになりまして、その分を減額しまして、次の賃金、臨時雇用賃金のところでは174万円の追加で、今、農業委員会については臨時職員が事務を行っておるという状況でございます。旅費でございますが、費用弁償のところでは委員等費用弁償18万4,000円、それから職員の旅費が3万2,000円、需用費のほうへ行きまして消耗品が4,000円、それから使用料のところでは有料道路通行料と、それから研修施設の入場料ということで2万円と3万4,000円でございますが、こちらのほうは農業委員さんが新たに計画されました農地利用最適化の研修を計画されましたので、こちらのほうの費用を計上させていただきま

す。

2目で農業総務費293万9,000円の減額でございます。次のページで、農業総務費で給料、手当、共済費は人事異動に伴います減額でございます。

5目で山村振興事業費38万5,000円の追加でございます。山村振興事業費一般のところでは、需用費で修繕料、施設修繕料で33万7,000円の追加でございますが、五葉会館の壁の修理、それから越原センターの浄化槽の修理を予定しております。使用料についてはAEDのレンタル分でございますが、白川茶屋へ設置しておるAEDの更新で、レンタルでの契約ということでございます。

6款2項1目で林業総務費、補正額のほうが19万7,000円の減額でございます。林業総務費のほ

うで、給料、手当、共済費は正職員の人事異動、それから賃金のところで臨時職員賃金313万1,000円の追加でございますが、新規の臨時雇用賃金、臨時雇用者の賃金でございます。こちらのほうも当初予算組みするときには正職員を予定しておりましたが、臨時対応ということになってございます。

2目で林業振興費が補正額20万円でございます。有害鳥獣の捕獲事業で、消耗品、事業系消耗品で20万円の追加でございますが、中身としましては捕獲個体の検査写真用の乾板を整備するという内容でございます。

3目で林道総務費2,850万円の減額でございます。説明のほうで、工事請負費で、まず林道維持修繕事業につきましては90万円の追加ということで、加茂東線の崩落土砂の撤去の分を追加でございます。それから、県単林道工事、県単治山工事、先ほど出ました補助金の不採択ということでございますが、ちょっと影響が大きいかなと思いますので、説明資料のほうに場所だけを確認していただくようにつけてございますのでごらんをいただきまして、1ページでございますが、計画表の資料ということですが、小峠線でございますが、1ページを横向きにしていただきまして当年度の計画ということで、改良の種類としましてはのり面の保全ということで、工種はモルタル吹きつけや植生基材吹きつけでございます。延長のほうが160メートルということでございまして、次のページに平面図が出てございまして、小峠小笹側ということで、旧の下上田側の位置になってまいります。それから、その次のページはイメージの写真でございますが、現場の写真はこんなようなイメージのところということでございます。ことしここのり面をやる予定だということですが、見送られたという内容でございます。同じく4ページは大沢線で、改良の種類は舗装でございまして、120メートルということで、事業費のほうは500万円ということでございまして、5ページのほうにこちらの平面図が出てございます。それから、6ページのほうは現況写真で、こちらのほうは補正において幾つか紙面をつくったということになります。それから、7ページのほうが県単の治山で、流路工の工事でございますが、場所でございますが一番上に箇所というところが出ておりまして、加茂郡東白川村越原字日向でございます。工事種のほうについては、この図面等を見ていただくということでお願いをしたいと思います。それから、現場の写真のほうは次のページに出てございしますので、この赤線の囲みのところが構造物を入れるところになるかなというふうに思いますけれども、そんな感じでおわかりいただければというふうに思います。この3工事につきまして、補助金を見送りまして、来年は必ずやらなければいけないということになるかなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

では、補正の資料のほうに戻っていただきまして、7款のほうへ行きまして、1項1目で商工振興費でございますが、1,691万円の追加でございます。説明のほうで、商工振興費一般のほうで期末手当の追加でございますが、人事異動の関係でございます。地域振興費のほうで、給料、手当、共済費で合わせまして1,676万円ということでございますが、こちらも人事異動関係ですが、先ほど総務のところでは情報通信係と機構改革によりましてこちらのほうに組み替えをしておりますのでございます。

2目で地域づくり推進費が83万円でございます。説明のほうで、イベント支援事業のほうで、イベント支援補助金ということで10万円ですが、こちらのほうは先ほど歳入で説明しましたとうしんの助成を受けてのつちのこフェスタとお松さま祭りへのイベントへの補助の追加でございます。イメージアップ事業のほうでは、委託料ということで、シルバー人材センターへの作業の委託料でございますが、54万円でございますけれども、委託の目的としましては、つちのこ搜索会場でございますが、そちらのほうを31年度のイベントに向けまして、お茶畑でございますけれども、事前に整備をしておきたいというものでございます。地域おこし協力隊事業でございます。旅費で2万4,000円の追加、職員旅費でございます。需用費のほうは19万5,000円の追加でございますが、事業系の消耗品、それから印刷製本費でショップカードの作成、それから役務費のところでは宅配料金の2万5,000円の追加ということですが、こちらの一連の経費につきましては事業の拡充ということで、東京で開催されます販売のイベントでございますが、そちらのほうへの出店日数をふやして、2日から3日に拡充をして、内容についてももう少し充実させたいという見直し費で追加でございます。それから、使用料のところは商品の製造の設備借り上げ、会場借り上げ等でございますけれども、事業の見直しによりまして減額するものでございます。それから、負担金のところでは地域おこしセミナーへの負担金ということで、協力隊の皆さんのスキルアップということで、セミナーの参加ですが、これはサンデービルディングのマーケット出店の補助金ということになっておりますけれども、参加を計画しておるということでございます。

続きまして、8款のほうへ参りまして、8款1項1目で土木総務費、補正額のほうは130万8,000円の追加でございます。説明のほうで、土木総務費一般で、職員手当の15万4,000円については人事異動でございます。それから、負担金、補助及び交付金のところで、補助金で、生活道整備の補助金で115万4,000円の追加でございますが、こちらのほうも補助申請、新規の申請が2件ございまして、そちらのほうの対応ということで追加をお願いしたいものでございます。太陽光とあわせまして、こちらの生活道の補助金につきましても本年度で終了ということで、見直し事業という扱いになってございます。

それから、2目で地籍調査費のほうで93万9,000円の追加でございます。地籍調査事業の交付金事業のほうでは、委託料90万9,000円の追加、日向地区での工程の追加でございます。対象外のほうでは、機器のリースの再リース料ですが、3万円ほど追加をお願いしたいものでございます。

続きまして8款2項1目、次のページです、補正額が1,580万円の追加でございます。道路橋梁維持事業のほうでございます。まず、委託料のところでは、村道の日照木等の除去委託料250万円の追加、新規要望分としまして3カ所の日陰になっております樹木の伐採をしたいというものでございます。それから、工事請負費のほうでは、村道の維持修繕事業のほうも3カ所を予定しております。黒川・東白川線、尾平線、神土・角領線等で修繕工事を行いたいもの。それから、神矢線の道路改良工事のほうは先ほど過疎債を追加で出ましたんですけれども、当初予算は概算で組んでおりましたが、実施設計をやったところ費用が若干追加になったということで750万円の事業費の追加でございます。ここの修繕等の単価契約でございますが、小さな修繕の単価契約ですぐできるよ

うに体制を整えておるんですが、数量がふえてきたということで、今後の予定分も含めまして190万円ほど追加をさせていただきたいものでございます。補填補償及び賠償金につきましては、日照木の補償費でございます。40万円でございます。

続きまして、9款1項1目で非常備消防費、補正額のほうが4万5,000円の追加でございます。負担金のところで、消防団員の退職報償金、退職団員の確定に伴います一般財源の追加でございます。

2目で消防施設費312万4,000円の追加でございます。消防施設管理費のほうでは、施設の修繕料ということで30万4,000円の追加を予定しておりまして、大明神のポンプ工等の施設も大分老朽化をしてきまして、屋根がひび割れまして雨漏りがしておるということで修繕をしたいものでございます。コミュニティ消防のほうでは、五加のコミュニティ消防センターの目隠しフェンス修繕工事ということで、隣接します牛小屋との境に今現在木の塀をつけておりますが、かなり老朽化をしましてぐらついてきまして、台風が来るとちょっと心配ということになってまいりましたので、安全なものに整備をしたいというものでございます。それから、災害対策費のほうでは、保険料で施設賠償責任保険料ですが、6,000円でございますけれども、ドローンを2機災害用で保持しておるんですが、そちらのほうの誤操作等で破損しても大丈夫なようにということで保険に入ることとさせていただきたいというものでございます。

10款1項2目で教育委員会の事務局費でございますが、補正額が461万円の追加でございます。教育委員会事務局費において給料、手当、共済費ですが、人事異動に伴います人件費の追加で461万円でございます。

次のページで、10款2項2目で教育振興費、補正額のほうが61万6,000円の追加でございます。小学校の教育振興費一般のところ、使用料及び賃借料でございますが、学習ドリルのアプリケーションライセンス料ということで、現場の先生のほうから要望がございまして、使用する学習用のアプリケーションそのものを見直すということが1点でございまして、それから契約のほうを1年ライセンスから3年ライセンスにして購入をするということで、若干追加にはなっておりますが、3年間で分割しますと割安ということでございますので御理解いただきたいと思います。

10款3項2目で教育振興費で、補正額が68万8,000円でございますが、同じく中学校のほうも同じようにアプリケーションのドリルのライセンス料でございます。それから、扶助費のところですが、生徒の就学援助費で11万2,000円の追加でございますが、対象者が1名追加、ふえたというものでございます。

一般会計は以上でございます。

#### ○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

#### ○村民課長（今井明德君）

議案第35号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,446万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年6月20日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細の総括の説明を省略させていただきます。7ページの歳入から説明させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額183万5,000円の減ということで、説明をごらんいただきまして、職員の給与等の繰入金でございます。

8ページをごらんいただきまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が183万5,000円の減ということで、特定財源のところには先ほどの一般財源からの繰入金183万5,000円をそのまま掲載しております。説明をごらんいただきまして、職員の一般職員給で186万5,000円の減、扶養手当で3万円の増ということで、人事異動に伴います給与等の補正でございます。

国保会計は以上でございます。

#### ○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

#### ○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第36号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,476万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年6月20日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正及び5ページ、6ページを省略させていただいて、7ページから説明します。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額146万9,000円、一般会計からの繰入金です。

歳出。

1款1項1目一般管理費、146万9,000円補正額。一般管理費の内容につきましては、給料、職員手当等、共済費等につきましては、職員の人事異動によるものです。

続けて議案第37号 平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,569万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年6月20日提出、東白川村長。

2ページと3ページ、そして5ページ、6ページを省略させていただきます。

7ページをごらんください。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額19万円。一般会計からの繰入金です。

続いて8ページ、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額19万円です。一般管理費の詳細につきましては、人事異動による補正になっております。よろしく申し上げます。

#### ○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

#### ○診療所事務局長（河田 孝君）

診療所特会のほうの御説明をいたします。

議案第38号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,214万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年6月20日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の朗読と5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額855万3,000円。この説明でございますが、後ほど歳出でも御説明いたしますけれども、一般会計運営費繰入金165万3,000円と医療福祉ゾーンの整備に伴う繰入金である運営費分、一般会計施設整備繰入金690万円でございます。

6款1項1目繰越金、補正額53万5,000円の減額です。これは歳出の財源調整によるものでございます。

続きまして8ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございますが、補正額78万3,000円。これにつきましては、職員の昇格、昇給による一般職員給、職員手当、共済費の分でございます。

次に、2款1項1目一般管理費、補正額33万5,000円。これは、医療職職員の昇格等による一般職員給、職員手当、共済費の分でございます。

次に、6款1項1目施設整備費でございますが、補正額690万円。これにつきましては、4月臨時会の折に補正をお願いしました旧名商大のセミナーハウス埋設物撤去工事については、現在進行

中でございますけれども、この工事の設計の際に試掘ができなかったために正確な埋設量が出せなかったことと、また全ての埋設物を掘り出すこととなったため、撤去工事費の2期分として690万円の追加をお願いするものでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

先ほど19ページ、民生費のところの3款2項1目と22ページの6款1項5目のところでAEDの件が出てまいりましたけれども、以前もお尋ねしましたけれども、できるだけレンタルに切りかえていくということで、なぜ当初予算でなしに補正でこれが今の時期に上がってきたかという件にたどり着くように機器更新、リースがこの時期に切れたのか、それとも古いものの部品を交換するより、これから新たにリースにされていくという計画でこの時期に上がったのかということと、あわせていろいろところでAEDが、以前もお話ししましたけど設置されておるわけですが、その辺の管理が一体とされていないということがそういう原因なのかなという気もしますので、その辺も含めて御回答いただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

失礼します。

まず、むくハウスのAEDにつきましては、事務局のほうの管理ミスでリースをしていた期限が6月ということで、当初予算に上げるべきものを落としておりましたので、今回補正させていただくものでございます。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

白川茶屋のほうのAEDにつきましてもほとんど同じでございますが、1回目入れたときには買い取りで入れまして、その後バッテリーの更新期限をやっぱり管理が不足しておりまして漏れたということで今回補正に上がりましたので、なかなか管理が難しいかなということでレンタルのほうに切りかえたという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）



今回の件はわかりましたけれども、今のように各担当課が違っておって、AEDがいろんなところに設置しておるわけなんです。教育委員会さんの管理が一番多いかと思うんですけども、このあたりは全て村の中で管理をして、全てどこに何があって、どういう状態であって、いつ切れてということがしっかりされるべきでないかなと思いますので、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

一応今回の補正もたまたま総務課と教育委員会が同じに出まして、まず予算のほうをどうしようかという検討をしまして、一応施設に附属してAEDの予算は管理していこうということになりまして、それで実際の管理のほうについてはしっかり検討できておりませんが、一応そういう予算組みですので、施設を所管する所管課があわせて管理していくというようなことになろうかと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の19ページの中ほど下にあります、みつば保育園の運営費の中のピアノ調律料というのが今回入っているわけですが、当初予算の中では小学校、中学校のピアノの調律代が組まれていたはずなんですけど、これ先ほどのAEDと同じような質問になりますけれども、当初予算ではなく補正でこの調律料が出てきた理由を御説明ください。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

ピアノの調律につきましても、保育園にありますピアノは何年も調律をしていなかったという事実がわかりまして、今回音感もちょっとおかしかったというところで発覚しまして、しっかり整備するということで、今後はそういったことのないようにこちらのほうも管理していきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の御返答でいいんですけども、ピアノというのは皆さんも御存じかもしれませんが、調律を常に保つことで維持されるものでありますし、これは今回小学校、中学校の話は先ほどしましたし、保育園ですけれども、はなのき会館ですとか、ああいうところにもしっかりしたピアノが入っ

ておりまして、ホールなんかはいつも褒めていただくんですけども、ああいうピアノの調律等がきちんとされてないと、せっかくの文化的な村という意識ががっかりされたりするといけませんので、多分全ての所管が教育委員会にあると思いますけれども、ああいうものの管理についてはもう一度きちんとやっていただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の28ページになりますけど、教育費のところ、10款2項2目と10款3項2目のところで、教育振興費で使用料及び賃借料ということで、アプリの金額が補正で出ておるわけですけども、これ当初予算にも出ておりましたけど、ここをもう少し詳しく御説明いただけるとありがたいんですが。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

当初予算で上げておりました学習用ドリルというのは、eライブラリというソフトを入れる予定になっておりました。その後、先生方といろいろ協議をする中で、新たにミライシードという新しいソフトが出てまいりまして、いろいろ検討した結果、eライブラリは1年間で約58万5,000円ほどかかる、それからミライシードにつきましては3年間の使用で約100万ということですので、実際のところ3年使用するミライシードのほうがお安くなるということと、それから先生方の評判もいいということで、そういったことで今回変えさせていただくことになりました。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

今の金額の件であったことはわかったわけなんですけれども、3月の当初予算のときにまでいろいろ検討されてきて、ある程度のソフトも選んできてみえたという過程を踏んで、ちょっとの間にこっちのほうがよかったでというものが出てきたという解釈になるかと思うんですけども、そのあたりの詰めというか、そういったものはどういった手順を踏んでみえたのかなということをおわらせて。

○議長（樋口春市君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

I C T機器や活用につきましては、教育 I C T検討会議というのを設けております。これは小・

中学校別にICT機器活用の担当の先生と、それから教育委員会の教育主幹と新係長、ここで基本的なことを詰めながら行って、それぞれの担当の先生が今度は小・中学校へ持ち帰って、職員室でさまざまな意見聴取をして調整をしながらという形です。当初予算の折までのところにつきましては、今度使っていくタブレットにはミライシードというのがいいのではないかなということで当初予算編成を行わせていただきましたけれども、やっぱり4月、5月の基本的な詰めをさらにやっていく段階で、いやいやロイロノートという、いわゆるドリル学習が非常に使いやすいもののほうが子供たちにとって最適ではないかというふうに学校と現場の意見という形ができ上がってきましたので、なるべく私どもとしましては現場の先生、それから子供たちが使いやすいよというものを整備させていただきたいなど。それにつきましては、課長が述べましたように、金額的なことについても3年間という見通しの中では決して当初予算よりも高価なものではないので、できることならば現場、子供たちが最も使いやすいものという検討をさらにさせていただいた結果、ソフトの種類を変更させていただきたいなどというこの補正ということをお願いをしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の24ページの中ほどにあります地域づくり推進費の中の地域おこし協力隊事業の補正について伺います。

この地域おこし協力隊事業につきましては、実活動費についても一定の国からの補助等があるほどのことですが、今回の補正予算の資料を見ますと、あくまでも一般財源で支出されているという補正の結果になっておりますけれども、今後これほどどこかで最終的な出し入れの中で国からの補正によって補充されるという意味合いの活動費という解釈でいいのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

今の御質問についてでございますけれども、地域おこし協力隊の財源については特別交付税の対象になっておりますので、こうした予算書の中で国県支出金、地方債その他というところで上がってこずに、特別交付税で来たものが一般会計として支出されるものですので、ここに数字では実際には上がってまいりません。

ただ、今回の総額で19万円の補正をさせていただいた中身の説明をさせていただきますと、この大きな部分が消耗品費のところの仕入れになっております。この仕入れについては佐藤さんが添いという名前でお茶を販売しておりますが、既にこの4月から16万円ほど販売しております、原価率が50%ですので、8万円ほどの在庫の商品を使っております。それで、この在庫が減ってまいりましたので、ここを追加をさせていただきたい。そうすると、販売のほうで上げる必要があるん

ですけれども、収入を。これが既に予算で20万円組まれておりまして、今16万円ほどの売り上げになっておりますので、行く行くは多分これ全部売ってしまうと、いつか歳入のほうも上げる必要が出てまいります、今回のところはまだ20万円まで行っておらずに、明確に20万円を超える収入が見込まれておるところまで行っておりませんので、今回は一般財源の支出のみ出させていただいている格好になっております。ちょっと説明が回りくどくて申しわけございません。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

この地域おこし協力隊事業につきましては、元来行政としましても全面的に応援すべき事業である。その応援するバックとして国からもちゃんと来るということが大切になってきますので、数字上、書類上書けないことでも説明であったり、そういうのを十分説明していただく中で議会の理解を得るような説明が必要かなとも思いますし、もう一個はこれも無制限に国から補正していただけるわけではなかった事業だと思います。それで、現時点で見通しとして今年度終わるまでの間に国から出てくる費用の中で、どれぐらい見込みながらやっていくつもりであるかということが、もしわかっていたら御報告願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

まずは表現できない部分についての説明をしていく件は承知いたしました。

そして、今回の地域おこし協力隊全体の経費でございますけれども、1人当たり400万円を対象とした特別交付税が組まれますので、1人当たり400万円を限度に組んでおりますが、実際には400万円以上の予算を組んでおります。その飛び出た部分については、1人当たり50万円まで行ってなかったという、記憶で申しわけないんですけれども、その部分については派遣先へ派遣しております職員の派遣先からの負担金、ふるさと企画、みのりの郷からの負担金が入ってまいりますので、それを入れますと、ほどんど特別交付税と派遣先の負担金で地域おこし協力隊の費用が賄われるというような、全体としてはそういう出し入れ、行ってこいというところで予算を組むようなことになっております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

蛇足になるので聞き飛ばしてもらってもいいんですけど、やっぱり一応村の予算を通る以上、応援したくないという意味じゃなくて、心置きなく応援したいということと、実は村民の人はそれを理解していないので、村民の目にも触れる形でこういう地域おこしの活動が行われるときに説明で

きる立場というのは結局私ら議員がそこで説明をしなきゃいけないので、できればそういう内訳をどんな形でもいいですから十分私らに説明していただいて、住民の前に立っても地域おこし協力隊というのはこういう形で国からの支援を受けているので十分活動させてあげてくださいという説明をしたい立場でありますので、ぜひとも今後とも説明については十分過ぎることない、これで十分なんてことないぐらいの勢いで説明していただきたいなと思いますので、もう一度その御意見だけ伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

以前にも村の広報紙あたりで地域おこし協力隊の説明をするときに、国からの費用で活動費が賄われる方たちの受け入れを行っているという旨の注釈をつけて御紹介を結構した経過がございますけれども、具体的な数字は伴っておりませんので、今御指摘いただいたような件を承知いたしましたので、今後そのように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（樋口春市君）

他に質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第38号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第38号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第12、議案第39号 東白川村道の路線認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第39号 東白川村道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成30年6月20日提出、東白川村長。

整理番号1. 路線名、つちのこ神社線、起点・終点、大字神土字上川原木屋1738番1地先、大字神土字上川原木屋1741番2地先。

説明資料をごらんください。9ページです。

今回新たに親田集落の安江義文さん宅前からつちのこ神社へ通じる、今、農道になっておりますが、それを新たにつちのこ神社線として村道の認定をお願いするものです。延長は150メートルとなっております。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 東白川村道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 東白川村道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第13、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第40号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成30年6月20日提出、東白川村長。

記、1. 契約の目的、平成30年度簡易水道機器更新工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、4,860万円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所。5. 工事の場所、東白川村神土、越原地内。

説明資料の10ページをごらんください。

工事名、工事場所は議案のとおりですが、それ以降の説明をさせていただきます。

工期、本契約の日から261日以内（平成31年3月8日）。

工事概要、本工事は平成10年度から平成15年度にかけて整備した東白川簡易水道曲坂水源系の施設が対象です。今回の更新機器は平成12年度に設置後、17年以上経過した機器の劣化と故障時の部品調達が困難であり、水道水の安定供給に支障を来す状況になっております。

このため、平成29年度から国庫補助事業により曲坂浄水場の機器更新を行っており、今年度は曲坂浄水場の機器更新と、神付、加舎尾集落の水道施設の機器更新工事を実施します。以後、37年度までの予定で機器更新工事を実施します。

主な工事箇所、曲坂浄水場の機械設備、電気設備、神付加圧ポンプ場、各配水池の計装・計測機器等の更新工事となっております。

それぞれの機器の明細については記載のとおりとなっております。よろしく申し上げます。

#### ○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

## ◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

### ○議長（樋口春市君）

日程第14、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

### ○議会運営委員長（今井美道君）

平成30年6月20日、東白川村議会議長 樋口春市様、議会運営委員会委員長 今井美道。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. その他議会運営上必要と認められる事項、6. 議長の諮問事項に関する調査について。

以上、申し出をいたします。

### ○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定いたしました。

---

## ◎閉会の宣告

### ○議長（樋口春市君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時07分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員